

令和2年6月

美里町教育委員会定例会議事録

令和2年6月教育委員会定例会議

日 時 令和2年6月25日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎2階多目的ホール

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	成 澤 明 子
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐兼総務係長 兼郷土資料館長	藤 崎 浩 司
学校教育専門指導員	阿 部 毅
教育総務課社会教育係長	堀 田 修 一
教育総務課主事	青 山 裕 也

傍聴者 なし

---

議事日程

- ・ 令和2年5月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 教育委員会事務局からの報告

第 4 報告第7号 学校の夏季休業期間短縮に伴う届出について

第 5 報告第 8 号 区域外就学について

第 6 報告第 9 号 指定校の変更について

・ 協議事項

第 7 G I G A スクール構想について

第 8 教育課程の充実に向けた検討について

・ その他

例規の全体的な見直しについて

行事予定等について

令和 2 年 7 月教育委員会臨時会の開催日について

令和 2 年 7 月教育委員会定例会の開催日について

---

本日の会議に付した事件

- ・ 令和2年5月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 教育委員会事務局からの報告

第 4 報告第7号 学校の夏季休業期間短縮に伴う届出について

第 5 報告第8号 区域外就学について

第 6 報告第9号 指定校の変更について

- ・ 協議事項

第 7 G I G Aスクール構想について

第 8 教育課程の充実に向けた検討について

- ・ その他

例規の全体的な見直しについて

行事予定等について

令和2年7月教育委員会臨時会の開催日について

令和2年7月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 5 報告第8号 区域外就学について【秘密会】

第 6 報告第9号 指定校の変更について【秘密会】

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。定刻でございますので、これから会議を開かせていただきます。

6月1日から小学校、中学校、そして幼稚園も普通の登校ということで、今、3週間ですか、過ぎようとしております。この間、子供たちの様子を見ますと、とにかく友達に会いたかったんだなというところが見受けられております。そして、学校に来たかったんだという気持ちがすごく前面に出ているなど、そういうふうにも感じてございます。

おかげさまで、昨日は北部教育事務所の所長訪問がありまして、各学校に訪問していただきました。そして、教育委員会のほうにもおいでいただきまして、教育委員会の方針といたしますか、美里町の教育振興基本計画などを説明させていただいたところでございます。各学校とも諸事情がいろいろありまして、とにかく今年度は新型コロナウイルスの関係で2か月間お休みになっている部分をどのようにしていくかということが、今、集中しているところでございます。

今日は、委員の皆様方、お忙しいところお集まりいただきました。今回も新型コロナウイルス感染防止のために会場を移しての会議ということになってございます。さらに、会議の時間等についてもできるだけ短時間というふうなことで進めさせていただいておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年6月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含めまして5名でありますので委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長兼教育総務課長、教育総務課課長補佐、それから、教育総務課の職員が出席させていただいております。また、学校教育専門指導員も同席をしていただいております。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、会議を行います。

まず、最初に令和2年5月の教育委員会定例会に関します議事録の承認についてでございますが、既に委員の皆様方には議事録見ていただいていると思います。修正箇所については、当然直していかなくてはならないと思いますが、改めてここで気づいた点ございませんでしょうか。もしなければ、委員の皆様方からいただいた部分の修正をさせていただきまして、ご承認をいただければと思いますが、いかがですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、5月の教育委員会定例会の会議議事録に

については、承認を頂きましたので、よろしく願いいたします。

---

#### 日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 次、日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。

議事録の署名委員の指名につきましては、会議規則第22条第3項の規定によりまして教育長が指名をさせていただきます。今回の会議の署名委員につきましては、3番留守委員さんと、4番大森委員さんをお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

---

#### 報告事項

##### 日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長の報告でございます。これは、私から報告をさせていただきます。

委員の皆様方に教育長の報告をお上げしてございますので、右下のほうに「美教委」そして番号が入っておりますが、これが今回のページ番号でございますので、それを見ながらご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、（1）の令和3年度、来年使用します教科用図書の採択関係についてご報告をさせていただきます。

資料のほうにつきましては、まず、20ページを、右側の美教委20という部分を、ちょっとページをめくっていただきたいと思います。こちらにどの教科書をどうするのかという部分を、ここに書いてございます。

令和3年度使用教科書の採択の事務処理という部分からの抜粋でございますが、1つ目は、小学校教科用図書の採択ということで、これは、令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないということでございます。したがって、今回は教科書の選定までには至らないということになります。

2つ目であります。中学校用の図書の採択について、これは全ての教科書について新たに採

採択を行うということがあります。

そして、左のページ、19ページのほうなんです、大きい3番目、議事の(1)の③というところに、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書(一般図書)というふうに書いてありますが、こちらは、特別支援教育に関わる教科書なんです。この条項は、決められた教科書を採択、使わなくてはならないということなんです、特別支援教育に関わる部分に関しましては、改めて別の教科書でもいいですということになっている状況であります。したがって、この附則9条に関する教科用図書についても今回は採択する必要があるということでございます。

そういった内容のものを採択に向けてこれから進めていくわけですが、今度はページをちょっと戻っていただきまして、9ページになります。9ページ、10ページですね。これは、宮城県の教育長のほうから採択の基本方針という部分を示されてございます。

この内容部分につきましては、1番目から5番目まであります。さらに、11ページになりますと、中学校の教科で、内容とか組織、配列とか、いろんな部分、個別の具体的な部分を個々に教科単位ごと、各教科、そして道徳、一般図書の順で記されております。こういったことを基本方針として定めていくということが通知されております。

そして、美里町はどうであるかということですが、こちらのほうについては、ページ5ページのほうを見ていただきますと、教科用図書の採択に係る基本方針の中に、北部地区教科用図書採択協議会というのがあります、こちらは、北部管内の2市4町の教育委員会で構成しております教育委員会でございます。この中で統一して教科用図書を採択していくという申合せをしてございます。協議会の規約等については、後ろのほうについてございます、21ページ以降についておりますので、その中で統一したものを見つけていくということですが、これまで採択協議会を2回ほど開催してございまして、県から示された基本方針を北部教育事務所管内の採択協議会でも同一方針を取っていくことを決定してございます。そういうことで流れはあるんですが、実質、どういう流れなのかというところですが、国のほうで示されている部分に関しましては、18ページにあります文部科学大臣とか、発行者とかいろいろあるんですけども、まず一番左端の上ですね、発行者、要するに出版会社さんが教科書を作りました。それを文部科学大臣のほうに提出します。そして、審査に入ります。ここで、良いとなった教科書を、これの目録を検討委員のほうに送付され、そして、市町村教育委員会もしくは採択地区の協議会のほうに送られてきまして、どの出版会社さんの教科書を採択するかという実質的な協議に入ります。

これを具体化した北部管内のほうには、4ページ、あっち行ったり、こっち行ったり申し訳ありませんが、4ページのほうにその表を示してございます。こういった流れの下で選定委員会や専門委員会が設置をされ、具体的な教科用図書の内容を審査していくということになります。そこから、この出版会社さんのこの教科書がいいですということで、採択協議会のほうに報告をいただきます。報告をいただいて、即時、即決するというのではなくて、市町村教育委員会、我々も教科書、中身を見、そして、どの出版会社さんの教科書がいいかという部分をこの採択協議会のほうに報告します。そして、ここでいろいろな審査が始まり、協議会で決定したものを各市町の教育委員会のほうに報告、結果通知がなされます。最終的な決定は、この通知がされたものをもって、教育委員会で最終的な審議をして決定ということになってきます。そういった流れのものをここに示させていただいております。

それで、1ページ、この採択フローという部分があるわけですが、昨日ちょっと専門委員会が開催されて、具体的な内容を今やっている最中ですが、そして、教育委員会としましては、どの教科書がいいかという報告をするためには、来月、7月8日と書いていますけれども、8日か9日どちらかで教育委員会の臨時会を開催していただき、採択協議会のほうに報告をしていくという流れになります。あとはこの流れのとおりでございますが、7月最終日、もしくは8月1日になろうかと思えますけど、これを公表していくということになります。

以上が、ちょっと細かっただけですけども、教科書の採択についての報告となります。

あわせて、今現在どういった教科書かという部分につきましては、合同庁舎のほうでも展示しておりますし、大崎市図書館でも展示しております。美里町教育委員会で近代文学館と、それから南郷図書館、こちらのほうでも図書を今、供覧に供しておりますので、教科書を見ることはできます。大崎市の図書館のほうは6月28日まで。美里町のほうは7月5日まで。というのは、中に機械を入れたりメンテナンスがあつて、図書館を休館することになっている期間がありましたので、それを除いて日数を確保していくと7月5日までということになるということでございます。

以上が、教科用図書の採択関係でございます。

2つ目の議会の6月会議については、後ほど事務局から報告をさせていただきます。

3つ目の北部教育事務所長等の訪問の資料でございますが、こちらは委員さんに別冊で配付をさせていただいているとおりです。

4つ目の小・中学校の夏季休業中における日直を置かない期間についてでございますが、こ

これは、例年のとおり、職務の専念の義務の免除については、教職員の場合、5日間与えられております。それを一斉で取得したいということもございまして、その期間を8月11日から14日までと17日だと5日間取れるというふうになります。そして、前後合わせて土曜日とか日曜日がありますので、8月8日から17日までの間は日直を置かない期間として整理をさせていただきます。

また、この間、児童生徒、そして教職員等にもし何か緊急連絡がある場合、緊急連絡網を使って報告をいただくということになっております。各学校に配置いたしました携帯電話があります。こちらは、この期間中は教頭先生がお持ちになっていることになっていますので、そちらのほうの連絡等の番号については保護者の皆さんにこれからのお知らせということになります。

それから、5つ目、6つ目の校長会議、そして園長・所長会議の連絡事項等につきましては、24ページと26ページにあるとおりです。

7つ目の新型コロナウイルスに関わる部分に関しましては、後ほど事務局から報告をさせていただきますと思います。

以上、私からの報告でございますが、まずここまででご意見、質問ございませんでしょうか。後藤委員さんお願いします。

○委員（後藤眞琴） 教科用図書採択のことについてなんですけれど、今、教育長さんから説明ありました5ページ目のこの北部地区から出している基本方針の3番目に、その採択等の手続き等は云々で、教科書の十分な調査研究の結果を踏まえて適正かつ公正に行うことってあるわけですね。これは、調査研究するのは、この教科ごとの専門委員さんたちだろうと思うんですね。それで、4ページ目の採択までの流れを見ますと、この大崎市から涌谷町の教育委員会から北部地区教科用図書採択協議会にこの採択希望報告したりすると。それで、この専門委員会は、委嘱はこの採択協議会からされて、報告は協議会にするわけですね。その報告内容は、この各教育委員会には上がってこないことになっておるんでしょうか。

○教育長（大友義孝） いえ、これは去年も委員会の中にお示しさせていただいておりますので、当然、協議会でいただいたものはお示しするということになります。

○委員（後藤眞琴） 去年の場合には、この専門委員会が、先ほど申しました、北部地区から出ている基本方針ですね、そこに調査研究の結果を踏まえて適正かつ公正に行うこととなっているんですけど、教育委員会には見せないんだということで、去年やって、今年も同じような手続きになっているんでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） この件につきまして、担当のほうから確認をしたのですが、このそれぞれの専門でやっていただいたその内容につきましては、これは北部地区の教科書用図書採択協議会で行うものであるので、基本的にはここで使うものであるということで、以前は全部お出ししていたということなのですが、昨年度からは、今後はその資料をお出しはしないというようなことで、確認をしているところでございます。

○教育長（大友義孝） 分かりました。私ちょっと勘違いしていましたが、教育委員会に示されるのは、学校から頂いた、ご意見とか何かは頂いたんですよね。（「はい、そうです」の声あり）そういった部分とちょっと勘違いしておりました。あくまで、選定委員会と申しますか、専門委員会でいろんな議論した部分については、協議会のほうに提出するものであるから、教育委員会のほうにはお示しはできませんということで整理でいいわけですか。（「そうでございます」の声あり）

後藤先生、それにプラスですね。

○委員（後藤眞琴） その理由はどうしてなんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 詳しくはお聞きしていませんが、やはりこの協議会でやっていることなので、協議会の中で使うものであるというような説明を受けたというふうに、私聞いてございます。ほかに出すものではなくて、その協議会の中で使うというようなご説明を受けております。

○教育長（大友義孝） 専門委員さんの委嘱については、協議会でするものであって、美里町の学校からも選出していただいているんですけども、こちらのほうについて、推薦してやりますとか、そういったところについては、教育委員会とは離れているということですね。ですから、委員さんは誰なんですかって聞かれても、それは教育委員会としてはわからないということになるということだと思います。

○委員（後藤眞琴） そうすると、この決定時のですかね、宮城県の教育委員会にも同じようなことが5つ上がっているんですね。それを踏まえて、この北部地区教科用図書採択協議会で決めたんだらうと思うんですけど、これ宮城県の場合も同じような扱いをしているんでしょうか。この、さっきのことで、3番目の教科書の十分な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うことっていうふうになっているんですけどね。

○教育長（大友義孝） 書いている以上はそのとおりになっております。

○委員（後藤眞琴） そうすると、僕たちが各教育委員会でこの教科書を採択する、どの教科書会社のほうがいいか採択を決める場合に、こういうものは参考にはできないということですね。

- 教育長（大友義孝） 特定の内容の部分ということですね。
- 委員（後藤眞琴） これは宮城県の教育委員会でもそうになっているんだって、それを踏まえて北部地区でもしているんだというような理解でよろしいんですか。
- 教育長（大友義孝） そういうことになります。宮城県でこれが結果的には協議会単位で使われる教科書が違っているところもあるわけです。そのせいだと思いますけれども、それぞれで決めていくという申合せをして協議会の設立に至っていますから、ですから、あくまでも協議会の申合せで、この教科書にしましょうねっていうふうになります。ただ、最終決定者は市町村の教育委員会ということになりますね。
- 教育長（大友義孝） ちょっと休憩します。

休憩 午後1時55分

---

再開 午後2時00分

- 教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。
- 今、後藤委員からお話のありました件につきましては、私も協議会の委員の1人でありますので、機会のあるたびに申出をしていきたいと思っております。これでご理解いただけますでしょうか。（「はい、よろしく申し上げます」の声あり）
- では、それ以外にご意見、ご質問ございますか。
- 

日程 第3 教育委員会事務局からの報告

- 教育長（大友義孝） もしなければ、次の教育委員会の事務局報告なんですが、中身的には全部教育長の報告の中に網羅されるものでございます。区切って説明をするということで、このような形で事務局の報告というふうにさせていただいておりますので、では、教育次長のほうからですか。
- 委員（後藤眞琴） これ見て、僕、教育委員会事務局からの報告というので、どういう報告があるのか、もうちょっと具体的に書いておいてくれたらありがたいなと思って。これ、この資料もらって初めて分かったんですけど、この主な項目を挙げておいて、この事務局からの報

告ってしますと、次のものも事務局の報告からになる。みんな当てはまる。（「そのとおりなんです」の声あり）もうちょっとここ、主なものを具体的に挙げてくださるようお願いします。

○教育長（大友義孝） 分かりました。じゃあその事務局の報告の前にちょっとそのことでなんですが、ここを報告ということと、それから協議事項、それから議案審議というふうに、大きく、あとその他ですか、くくりが大きく4つあるんですけれども、この報告の部分に関して、報告第何号というふうに番号を取っている部分もありますし、それ以外に一括で教育長の報告とかそういった部分に定義づけしているところがあるんですが、これらを少し整理をさせていただければと思っていました。その場合に、委員さん、教育長、そして事務局含めてなんですけれども、こちらから委員さん方に報告すべきものというのは、法令上規定されている部分について報告しなければならない部分は義務ですから、これは必ず行っていくと。それ以外のものについては、教育長が重要と認める案件というふうになっているんですね。重要と認める案件というものはどういうものかという部分を、これまで報告してきた部分を今整理かけていますので、それを委員さん方に見ていただいて、必要なもの、そうじゃないものに振り分けをしながら整理をさせていただきたいと考えていました。その中で必要な事項というふうに明記されれば、今、後藤委員からお話のように、日程の中に具体的な報告の案件をお示しをしていく、そういったことも必要であろうと思いますので、整理をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

○委員（後藤眞琴） その際に、僕たち、教育長さんからの報告というの、これしなければならないうてなっていますね。あと、教育総務課の方々がしている仕事の内容というのがほとんど分からない状態で教育委員さんはおられるのでないか、僕だけかもしれませんが、ですから、できるだけ重要なところを、教育長さんが判断する場合に、教育委員さんの今の現状を踏まえて、これは知らせて、知ってないだろうとか、そういうことも踏まえて判断をお願いしたいと思いますので。

○教育長（大友義孝） そうですね、もちろん、後藤委員の言われるとおり私が重要だと思っている案件と、それから、委員さんたちがこれも必要だねという部分が落ちている可能性もあります。ですから、その辺をチェックをして、そして委員の皆さん方からこれは必要だねという部分を整理をかけた上で、これから教育委員会の定例会で報告していく、そういった方法のほうがやはりいいだろうと、事務局内でも考えておりますので、それをこれから協議に当たっていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

なお、膨大な資料になるとちょっと困る面もありますので、その辺を整理していきながらと

ということになると思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆さん、大変お疲れさまでございます。

私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料は、事前にお配りしているものということで、私のほうから大きく6つということで説明をさせていただきたいと思います。

恐縮ですが座って説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番目でございます。令和2年度美里町議会6月会議の関係でございます。

6月会議が6月9日、6月10日の2日間開かれまして、1日目は一般質問をお受けしていると。そして、2日目が議案の審議ということで開催されてございます。資料につきましては、一般質問、3名の方からいただいております、関連する部分がそれぞれございますが、まず、柳田議員のほうから、新型コロナウイルス対応についてということで、再開された教育・保育現場での職員、子供たちに対するメンタルケアは行っているのかというようなところをいただいております。

手島議員からは、これも新型コロナウイルス感染症対策についてということで、その中で、本町における小・中学校でのリモート学習、オンライン授業について方向性を伺うという部分でございます。

あとは、福田議員につきましては、会計年度任用職員の報酬ということで、新型コロナウイルスに関連して休業させた使用者は何人いるでしょうかと、担当課ごとに伺いますという部分と、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者が休業期間中の休業手当、平均賃金の100分の60以上を支払わなければならないとあります。報酬の支払いはどう対応したのでしょうかというような質問をいただいております。

以上、質問を受け付けた順にご説明をさせていただきました。それで、実際の一般質問につきましては、順番は、手島議員、柳田議員、福田議員という順番で一般質問を行っております、それに対する一般答弁回答メモというものを、これは内部資料ということで、マル秘ということでお出ししておりますけれども、最初の回答をおつけしているというところでございます。

それで、手島議員に対しましては、資料にもあるとおり、現在、全児童生徒の保護者を対象にインターネット接続による家庭学習環境に関する実態調査を実施しておりますと。これは、

取り組む前提ということで回答しておりまして、家庭での学習環境ですね、これの調査をしていると。今後、それを見て、しっかりと方向性を検討してまいりたいというような回答をしているところがございます。

あとは、柳田議員に対しては、これは町長部局、保育の現場もでございますので、町長部局と、あと教育委員会部局ということですが、それをまとめて町長のほうから答弁をさせていただいているというところがございます。答弁メモにもございますけれども、実際、配慮して行っておりますというようなところでご回答を申し上げているということで、これに対して柳田議員のほうからは、しっかり現場の声を聞きながら、状況を確認しながら対応していただきたいというようなことをご意見をいただいているというようなところがございます。

続きまして、福田議員につきましては、答弁メモにもあるのですが、まず教育委員会で84名おりますと、そのほかにも、町長部局でもありますけれども、教育委員会では非常に多い会計年度任用職員に休業していただいているというところがございます。

それで、労働基準法第26条ではということで、支払いはどう対応したのかというようなお話に対しまして、まだお支払いしていないと、現在準備をしておりますというようなところで回答しておりまして、そういうしっかりと対応するべきだと、そういう早め、早めの対応というんですかね、休業していただいて、やはりそれが生活費としてすぐ欲しいという方もいらっしゃると思いますので、そういう方のためにも、こういうことはなるべく早く対応すべきだというような話もいただいております。やはり安心して働ける環境をつくる必要があるであろうと、今後もずっと働いていただくということもあるので、ちゃんと対応していくべきだとかいうようなお話をいただいているというところがございます。

あとは、一般質問は1日目終わりました、2日目に議案ということで、今回、提案書ちょっと厚いものですが、一式お付けさせていただいております。それで、教育委員会に関する部分をご説明させていただきますと、まず、2点ございまして、1点目が、栄養士に関する協議会の負担金を今回追加しているというようなところがございます。これにつきましては、もともと会計年度任用職員の配置を考えたんですが、正職員の配置ということで配置をいただきまして、正職員を配置するということになりますと、国・県の負担金が必要になるということでございます。県の宮城県栄養教諭学校栄養職員部会費ということで1,000円、あとは全国栄養教諭学校栄養職員協議会本部会費が6,000円、あとは全国栄養教諭学校栄養職員協議会支部会費ということで1,000円ということで、合計8,000円の補正を行っているというところがございます。

あとは、3月中にどうしてもキャンセルが利かなくて廃棄してしまった食材について、国からのお金が出るということで、それに対する補正も行っておりまして、総額としては80万6,320円でございますけれども、そのうち国のほうで補助金として負担金といたしまして60万4,000円ですね、これが来ると。あとは、地方負担25%のうちの80%は、これにつきましては特別交付税というようなところで、最終的に一般財源としては全体の5%、4万1,320円が、これはどうしても手出しとして出てしまうというようなところで、今回補正をさせていただいているというようなところでございます。

あと、今回、参考までお付けしているのですが、1の(3)というところの資料になります。行財政・議会活性化調査特別委員会中間報告書ということで、これも議会のときに出てきた資料ということでございます。それを参考までにお付けしてございますので、これにつきましてはご確認いただければと思っているところでございます。

続きまして、資料が2の(1)というもので、お知らせ事項というふうに書いてあるものでございます。これは、私のほうで大きく取りまとめたものでございまして、その次のページから、第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議と、本部会議でも資料が大分厚いものですが、お付けしているものでございます。

それをちょっと要約したということで、3点ここに記載をしております。

まず、1つが特別定額給付金交付状況ということで、これは6月3日現在ということで報告がございまして、対象が9,203世帯、交付済が、この時点でございますけれども、8,460世帯ということで、この時点で91.93%ということでございます。

あとは、行事の開催についてということで、各種行事があるのですが、中止が、総合防災訓練、敬老式、グランドゴルフ大会、ひとめぼれマラソン大会、駅伝競走大会、交通安全町民大会、これは中止ということになってございます。

町の表彰式につきましては、内容を縮小して開催ということで、毎年昼食会というものをやっているのですが、これについてはやらない、表彰のみというような取扱いであるということでした。

あとは、災害発生時の対応等についてということで、これは防災管財課のほうから、出水期を迎えるということで、防災管財課でチラシを作成して、住民に配布していると。これは6月1日の広報とともに配布したということだと思っておりますが、その中で、避難所として小・学校7校が指定されているということでございます。これは、指定されていないのが小牛田中学校と南郷小学校でございます。これ以外を指定ということで、基本的には、各小学校区に1か所

というイメージなのですが、不動堂につきましては、人数も大分多いということもございまして、2か所指定しているということで、もし何かあれば追加で、小牛田中学校、南郷小学校についても避難所に指定になるというようなところで、状況に応じてということで、当面は7か所というふうな説明でございます。

それで、防災管財課のほうで、これは全くのたたき台なんですけど、災害発生を想定した職員行動計画（案）というものが示されまして、それを今後調整をしていきたいというようなところでございました。教育委員会としても、避難所として学校が指定されていて、不動堂小学校と不動堂中学校は、1階が浸水区域になっていないので、これは1階から使えるということでございます。ただ、そのほかの学校につきましては、1階は浸水区域になるので、2階から上を使いますということになっております。

それで、実際は、教室の面積とかそういうものから割り出しているというんですかね、収容人数を割り出しているのですが、これは実際、学校にもいろんな備品等々ございますし、どれぐらいのスペースが取れるのか、何人収容ができるのかというのは、やはり学校現場にいろいろ聞きながら、現場を確認しながらというところが必要になってくるのかなと思っております。

それで、今、調整している状況でございますけれども、コロナ対策として、空間を仕切るダンボールを配置するというところでございまして、これをそれぞれの学校に置かせていただいて、災害時はそこから運んで組み立ててやると。今後、職員のそういう訓練をやっていくということでございますけれども、今、学校と調整いたしておりまして、そのダンボールを置く場所について聞き取りをいたしまして、その結果を防災管財課のほうに報告してというようなところで対応を進めているということでございます。

今後、いろいろ細かい部分ございますので、しっかりと調整をしていくということになるろうかと思えます。

続きまして、資料の2の（2）というところでございます。これは、6月4日の校長会議のときにお示ししたものでありまして、ちょっと小さい字で恐縮なのですが、下にそれぞれの各学校名が書いておりまして、それぞれの学校でどういう行事に対して対応するかというものを示していただいたものということになっておりまして、基本的にはいろんな行事に対する取組等につきましては、各学校の実情に合わせてということで、それが基本だということでございますので、それぞれからこういう形で状況をお聞きして、全体で共有をしながら調整すべきところは調整していくというようなところで参考にした資料ということで、これを資料として今回お付けさせていただいたということでございます。

行事につきましては、いろいろやはり悩ましいところもございまして、特にいろいろ言われているのが修学旅行ですね。特に中学生は関東圏というふうなところで、もともと予定しているというところがございますので、そういうものにつきましては、各学校からいろいろと教育委員会に対して見解も求められることもあるのかなと思っておりまして、今後、しっかりと状況を見ながら検討をしていくということになるのかなと思ってございます。

続きまして、2の(3)ということで、保護者の皆様ということで、教育長名でお知らせ文書を出しているというものでございます。これにつきましては、校長会議のほうから、ある程度教育委員会として大きな方向というか、考え方を保護者の皆様にお知らせする必要があるのではないかというようなところで作成したものでございます。

大きく2つございまして、学校行事の実施についてというところと、2つ目が、学習等についてというところとございまして、ここでアンダーライン引いてございますけれども、学校行事の実施についてということでは、各学校の実情に即し、保護者及び地域の住民のご意見にも配慮して、各学校において実施の有無を判断することとしておりますということで、教育委員会で指示を出してやるというのではなく、それぞれの実情に合わせて、関係する方々の意見にも配慮して判断をすることとしているという前提を書いてございまして、ここに3つほど注意事項というか、考え方を書かせていただいているというところとございます。

2つ目が、学習等についてということで、児童生徒の状況に配慮しながら、効率的かつ効果的な授業を行うことにより未履修をなくすこと、限られた授業日を(行事と授業の)バランスの取れたものにすることを重視しますということで、当然、授業についても、授業時間の確保とか、進捗、そういうものは非常に大事なことなのですが、授業日数も限られておりますので、行事等も当然重要なものでございますので、そういうものをバランスを配慮しながら、子供たちのことを考えてやっていただきたいというようなところでお出ししているというところとございまして、これを6月12日に保護者の皆様にお知らせしているというところとございます。

続きまして、2の(4)ということで、これは、会計年度任用職員(時間給)の休業への対応について(お知らせ)ということで、これは、先ほどの福田議員の質問とも関連するのですが、教育委員会でお休みいただいた会計年度任用職員、これは教育委員会部局だけではなくて、町長部局でもお休みいただいておりますが、今回、それぞれに対してお知らせをすべきであろうということで、この文面につきましては総務課のほうである程度素案を作って、町長部局からと教育委員会部局から発出というか、出した文書というようなところとございます。

内容につきましては、お読みいただいたかと思うのですが、結果として影響が大きかった4

月分の休業に対して、想定賃金の60%をお支払いすることといたしました、というようなところで、これをお知らせしているというところでございます。基本的には、厚生労働省のQ&Aというものがあまして、以前もお話したとは思いますが、それを参考に、企業向けのものでございますけれども、それを参考に対応してくれということに基づいて、町長部局と教育委員会のほうで調整を行って対応したというようなところで、結果的に4月分について60%の休業手当を支払うということで決めまして、6月22日、今週の月曜日にお支払いをしているというようなところでございます。

続きまして、3番目ということでございます。これは、令和3年度宮城県予算編成及び施策に関する要望について（照会）ということで、これは企画財政課から教育総務課のほうに来ています。そのほかの課にも行っておりますけれども、それで、項目としては、ナンバー1からナンバー37までございまして、それぞれあるのですが、教育総務課ということで、この中の36番目、学校教育環境等の充実についてということで、これは毎年、町村会のほうから県のほうに、県予算に対しての要望ということで出しているものでございます。そして、ちょっと横のものになりますけれども、県に対する要望事項調査ということで、この様式1というものに項目を入れて、そして県のほうに要望していくということでございまして、これにつきましては、例えば、継続して要望するとか、この要望は、例えば削除するとか、あと追加・修正して要望するというような項目がございまして、これ右側でございまして、そして、足したり、削ったりということで要望していくというようなところでございます。

それで、今回（案）というか、毎年出している項目が今回もベースとして、資料としてお付けしているのですが、1番目といたしましては、学級編成弾力化事業の継続及び拡大についてというようなところと、2つ目が、学校統廃合についてと、3つ目が、学校図書館及び読書活動の充実についてということと、4番目が、特別支援教育の充実について、あとは複式学級の学級編成基準の緩和について、6番目が、宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金の継続についてと、宮城県立高等学校への学科新設についてと、8番目が、教育環境整備の充実についてというようなことで、全体で8つの項目について、これは載せているということでございます。

これに対して、追加なり修正をして、要望していくということになってございまして、6月30日まで電子メールにて報告願いますということでございますので、ここに報告をしていくということでございます。

それで、教育委員の皆様におかれまして、こういう視点が必要ではないかとか、こういうような要望をすべきではないかというようなものがございましたらおっしゃっていただいて、

そういう要素も踏まえて報告というか、要望していきたいなと思っているところでございます。

続きまして、4番目ということで、これは、以前に個人の方からいただいた教育行政についての質問についてということと、あとはまちづくり会議からいただいている請願の処理について異議申立てという部分に、それぞれ回答をお出ししているということで、これは皆様に意見をお聞きして、それを取り入れた中で回答したということで、最終的にはこのような形で回答をお出ししているということで、それぞれにご回答を申し上げているというところでございます。その報告でございます。

続きまして、6番目でございます。新中学校整備推進事業の状況について（報告）というところでございます。

これは、現状と課題ということで書いてございますけれども、教育委員会では、令和元年5月に町長に対して教育財産取得の申出を行って、これをもって現在町長部局で調査を進めた上で、実施に向けた予算、これを取って進めているというのが状況でございます。

現在は、新中学校整備等の事業者選定業務と、あとは多分7月に契約予定でございますけれども、土地造成の実施設計、これが今後行われていくということになりまして、これに併せて農振除外等の手続、これが必要になりますので、これが6月から建設課のほうで進められていると。県との打合せですかね、それが進められているというような状態でございます。

そういう中で、今後どういう対応をしていくかというようなところでございます。町長部局で進めるべきことございまして、まず1つは、農振除外等の手続にどれぐらいかかるかというようなところがございます。この手続の期間がある程度決まらないと、土地取得の時期がなかなか決まっていけないと。やはり農振を除外して農地転用をして、そして地権者から土地を購入していくということになりますので、この前段の手続の期間がどれぐらいかというところをまず確定させる必要があると。あとは、上と関連するのですが、これに伴って土地取得時期を確定させる。あとは、土地造成の経費、土地造成に幾らかかるのか、費用ですね、これも早めに算出する必要があるということでございます。そして、この3つを確定させながら、全体スケジュールを確定させていくというようなところでございます。

それで、現在、コロナの影響もございまして、予定どおりにそれぞれの作業が進んでいないという状態がございまして、それで、PFIで事業を進めるということにしているのですが、まずPFIの事業内容を固めて、そして、事業者を公募していくということをしていかなければならないんですが、公募するためには、まず土地をちゃんと取得しなければならないということなんです。土地を取得していないのに、事業をやりますよと言っても、ちょっとそれ順番が

逆ではないかということになりますので、ちゃんと土地を準備した上で公募をしていくというようなことが必要なので、あとはその公募する際に、土地の造成がどれぐらいで終わるんだというものは確定していなければならないということなんです。ちゃんと工事費が積算された上で、それをそのPFIの公募のところに盛り込んでいかなければならないというようなことがあります。なのでここに書いてあるように、まずは土地を取得する時期はいつだ、あと土地造成の費用がいつ確定させるんだと、これが決まって公募の時期が決まる。そうすると、公募に始まりまして、あと提案する期間、それを審査する期間、契約する期間ということでそれが決まっていくというようなところでございますので、その調整をしているというところでございます。

それで、まだ全体スケジュールが決まっていないのですが、例えば、こういうことを進めていった結果、教育委員会から申し出たスケジュール、内容、これに変更が生じるというようなことになれば、これは町長側から教育委員会に対して説明があるというふうに思っているところでございます。なので、今後、ちょっとコロナの影響なんかも大分入っておりますので、今後ちゃんとこの内容を精査した上で、町長部局から話があって、教育委員会との調整が行われていくのではないかなと思っておりますので、今後、情報収集しながら、必要なお意見をいただきながら進めてまいりたいなと。

あとは、新中学校開校準備委員会についても、今のところ止まっているというところもございます。ただ、現在、学校もやっと始まりまして、恐らくPTAもちゃんとした形になっていないというか、学校との連絡も十分に行われている状態ではないのではないかなと思っております。そういう中で、開校準備委員会の委員をお願いするとか、そういう段階ではないのではないかなと。まずは学校が順調に進んで、そして、ある程度落ち着いた後に、そういう部分のお話をすべきではないのかなと思っております。当初のスケジュールだとなるべく早い段階で開校準備委員会を立ち上げてというふうなところであったのですが、今みたいなコロナの状況を踏まえて、そういう見直しを行っていく必要があるのではないかなと思っております。今後様子を見ながら、議題としてお出ししていきたいなと、こういうふうに思っていると、こういうところでございます。

あと、資料をお配りしているのが、表紙に6月第3回定例教育委員会学校関係提示資料についてということで、資料をお配りしていると思いますが、ちょっとここまでご説明をさせていただければと思います。この件につきましては、阿部先生のほうから説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

1 時間経過しましたので、ここで休憩を挟みます。5 分間ぐらい休憩します。

休憩 午後 2 時 3 7 分

---

再開 午後 2 時 4 3 分

○教育長（大友義孝） では、時間でございますので、休憩を解きます。会議を再開させていただきます。

それでは、まだ報告部分が残っておりますので、続けて報告をさせていただきます。

では、阿部専門指導員をお願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 改めまして、こんにちは。

どうもお疲れさまでございます。

では、私のほうから、5 月中の学校の臨時休業期間中の内容について、大きく 2 点ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、しばしお時間をいただきます。座って失礼いたします。

1 つ目は、臨時休業期間における各小・中学校の分散登校の記録というものをまとめたものです。分散登校につきましては、5 月 1 8 日から 2 9 日の 2 週間という形で行ったわけですが、今月、6 月 1 日からの本格再開を見据えて、今後の実際の細かい対応の部分について、対策を講じる上で、非常に効果的な期間であったかなと感じております。委員の皆さん方も学校訪問していただきましたが、この記録は最終段階の 3 日間を、今回 3 人に対しまして取材をしたものです。学校のほうでは、現在もこまめに衛生上の指導と、それから、感染予防の対策を継続しております。また、子供たちのいろいろな休みの期間中の個々の課題に目を向けたり、あるいは、コロナウイルスについて、誹謗中傷などについて心の教育といった部分にも目を向けているようでございます。

2 つ目に、休業期間中に取った児童生徒用のアンケートと、それから、保護者用のアンケートの結果につきまして、3 人で考察といいますか、様子を確認したところをお話させていただきます。

臨時休業中の生活の中で、不安や心配を感じていなかった児童生徒というのは、子供たちのアンケートの中では、全体の 8 割ほどだったんですね。これはアンケート結果からだけだと、ほとんどがストレスなく生活していたと捉えることができます。ただ、中には、一部の児童生

徒の中には、自由記述の中に強い不安を抱いているものもありましたので、これについては個別の対応が必要だと思います。これについては、学校のほうでの確認をしていただいております。

一方、保護者の中には、多くの項目で7割以上が心配があると答えています。このことについては、保護者と子供の間でこのようにはっきりしたギャップが見られたということは、今回のアンケート結果の大きな特徴だなと感じました。もちろん、親御さんとしては、子供のことを思いやることは当然のことですけれども、このギャップの原因について客観的に考えてみると、家庭内で親子が不安、心配を共有するという親子間のコミュニケーションが十分に行われていたのかなという疑問が残ります。それは、例えば、児童生徒アンケートの休み期間の時間をどんなことに使いましたかという理由の中で、家族との触れ合いというのが33%、それから、家事、お手伝いが3%というように、低い値となっているということにも関連しているような気がします。現代において家庭生活上の課題である親子間のコミュニケーション不足というのが、今回のような場合においても、保護者と子供との意識のギャップを生み出すことに関係しているのではないかと分析をしています。

また、児童生徒アンケートの結果の中で、今後の学校生活についての心配・不安の項目を見ると、小学生に比べ中学生の比率は倍以上になっています。さらに、どんなことに時間を使ったかという部分では、学習という回答が最も多くなっています。これは、学校から課題が渡されておりまして、その取組の効果というところもあると思うんですけれども、純粹に生徒自身の学習に対する不安によるものがあると推測をしています。このことについては、休み中に困ったこと、悩んだこと、それから、今後の学校生活の不安の自由記述の中にも表れておりまして、あと小牛田中の独自アンケートの結果にも、はっきりと勉強の遅れや学力低下についての不安の割合が多く示されています。これに関しては、今後の第2波、第3波という臨時休業が心配されていることも事実ですけれども、その状況における学習の保障については、保護者からもオンライン授業の取組等を含めた学習に対する要望が高い値になっています。社会的にもリモート学習等の環境整備が求められている現状を受けて、タブレット等の1人1台端末など完備によって、このような児童生徒及び保護者の両方の不安感がぬぐい去られるのかなと推測いたします。

しかし、そんな中で、中学生の休業中の時間の使い方には、スマホ等での友人と関わる時間とか、ゲーム、テレビ、動画サイトの視聴ということよりも、実はこっそり直接友人と会っていたという面が非常に高い率を示していることも特徴です。インターネットとかスマホの依

存が高まっているので、もしかしたらそういうふうな割合がかなり多いのかなと思っていたんですが、休業中にも人との関わりを求めていたという姿が推測できます。これは、今後学習において、学校での授業の中でも友人との接触、先生とのつながりというものにも大きく関わってくるのかなと思います。今後の各学校における指導の充実という部分が求められると考えます。

最後になりますが、保護者アンケートの結果として、保護者は第一に子供たちの健康面の安全・安心を望んでいることは明らかです。また、併せて多くの保護者が望むこととして、今後、学校生活における子供の負担軽減という部分があります。今後、継続した感染予防対策を重視しながら、さきに言われた保護者からの学習への要望を踏まえて、各教育現場のほうでは、やはりよりバランスの取れた指導を行っていくことが求められてくると感じております。

以上、アンケート結果の分析した内容であります。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

これまで報告をさせていただきましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見、頂きたいと思えます。特にこの部分ということではなくて、今まで報告した部分の中から構いませんので、頂きたいと思えます。いかがでしょうか。後藤委員さん、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 最初に、教育次長さんからの報告の2の（3）のところの保護者の皆様というところ。この報告はとって、1、2と、これ教育長さん大変だったろうと思うんですけど、今までの教育委員会の協議の基本的なことを踏まえて、このように保護者の皆さんにお知らせをしていただきまして、どうもありがとうございます。それが1つ。

2つは、次の2の（4）ですけれど、これ会計年度任用職員（時間給）の休業への対応について（お知らせ）ということなんですけど、これ読ませていただきますと、休業への対応につきましては、協議した結果、影響が大きかった4月分の休業に対しまして云々と書いてあるんですけど、この協議の意味、内容なんですけれど、これは誰がどのような協議をしたというようなことなのか。それをまずお聞きしたいと思えます。

○教育長（大友義孝） では、事務局からおねがいします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、今のお話なんですけど、この協議した結果のところ、協議につきましては、町長部局と教育委員会部局で、内容につきましては、町長、副町長、あとは総務課長、人事の担当ですね、それと教育委員会では教育長と私、このようところで協議をした結果、休業していただいたのは3月、4月、5月ということでございますが、影響の大きかった部分ということで、4月はほとんどお仕事して

いただけなかったということがございまして、影響が非常に大きいという結果になりまして、それで4月分の休業の手当お支払いと。あとは、支払う金額、割合につきましては、法律で100分の60という内容がございしますが、その60というところでお支払いするというように決めてということで、そういうことが協議した内容というところがございます。

○委員（後藤眞琴） そうしますと、この協議したのは、町長部局と教育委員会が協議したという。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そういう意味でございます。

○教育長（大友義孝） 町長部局と教育委員会ではなくて、これ庁議、町の方針決定する庁議で決定される。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、教育委員会と言うと違うので、庁議においてということですね、失礼いたしました。

○委員（後藤眞琴） そうしますと、これ美里町教育委員会教育長大友義孝さんが、関係各位というのは、これは教育委員会と関係ある関係各位ですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これにつきましては、関係各位というのは、該当する会計年度任用職員の方に対してお出した文書でございます。

○委員（後藤眞琴） ということは、美里町教育委員会教育長が町長部局のほうの関係各位も出しているわけですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 町長部局の会計年度任用職員につきましては、町長名で関係各位として関係する会計年度任用職員にお出ししております、教育委員会で雇用している部分、関係する部分につきましては教育長名で関係各位ということで、会計年度任用職員にお出ししているというところです。

○委員（後藤眞琴） この関係各位というのはあくまでも教育委員会に関係する、この時間給の方々。（「そうですね」の声あり）そうしますと、これだけ読みますと、この協議した結果というのは、教育委員会の教育長名で出していますので、教育委員会で協議した結果、こうなったというふうに誤解されるんじゃないかと思うんですけど、その点と、もう一つ、第二パラグラフ、第二段落にある、このことに対しまして、休業手当の支給を含め、皆様に十分なご説明ができず進めることとなり、大変申し訳ございませんでしたと、この部分の、これは教育委員会でこういうことをしたというような理解でよろしいわけですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、この件についてはそうですし、町長部局でも同じ文書をお出ししておりますので、町長部局でもこういう、十分に

ご説明して進めることができなかつた、同じような文書で町長部局でもお出ししています。

○委員（後藤眞琴） そうすると、町長部局のほうでも、前にもらった、前回の定例会で頂きました、この労働者を休ませる場合の措置、これは厚生労働省からの通達ですね。その場合に、労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合っていていただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いしますと、こういうふうになっているんですよね。そうすると、美里町のこの会計年度任用職員のこの4月分のところは、この労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えなかつたという理解でよろしいわけですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 理解としてはそうだと思います。

○委員（後藤眞琴） これをお詫びしているわけですね。それで、その次のところ、想定賃金の60%を休業手当としてお支払いさせていただくことといたしましたとなっているんですよね。これは、最低が60%なんですよね、60%以上。この十分な説明をしてないで、お詫びして、なおかつ最低の支払をするというのに、僕はちょっと納得できない部分があるんですけども、それ庁議でこういうふう決定したと。

○教育長（大友義孝） そのとおりです。私も納得はできません。100分の100が相当だろうということもありますし、庁議の中でも60、80、100というふうな話もあって、80の根拠何だかって示せないんです。100分の100であれば示せますよね。60というのも最低ラインですから、それ示せます。そして、総務課に入ってきたコロナウイルスに関する休業補償の文書だって、教育委員会で受領したのは後です。ですから、ちゃんとした対応が取ってこれなかつたというのが事実ですね。ですからお詫び申し上げていると。これ、なぜお詫び申し上げているかという、当然、雇用者側と見たときは、町長は町長で雇用通知書出していますし、任命権者が教育委員会所属の部分は教育委員会を出しているわけですね。最初は、統一した文書ですから、統括者である町長の名前で全員にやるのが一番いいんじゃないかと、そういうこともあったわけですけど、任命権者それぞれで出したほうがいいだろうと。そのときに、じゃあ教育委員会の名前で皆さんに通知するのが本当ですね、雇入れ通知書というのは教育委員会で交付していますから。でも、実際のお金の支払権限というのは、教育委員会にはないわけですね。雇用する部分だけなんです。そういうことから考えると、結局は町長の名前で、代表者で出すのが一番いいというお話を庁議でなくて非公式の中だったかもしれませんが、お話をずっとさせていただいてきた。そういった中で、庁議の中でメンバーが集ま

って議論して、最終的には60%ということに決定に至ったということの内容です。ですから、これもちよっと私も100分の100出すのが本来の姿だろうなど、皆さん、心の中では思っ  
ていらっしやっただと思うんです。ただ、職種によっても、今度は額も違います。個々によ  
っても違います。それから、学校の開設している時期も違うということもあるんですね、学校  
教育委員会の関係については。年間を通した一定した雇用体系ではないということも、これな  
かなか難しい判断だったということでもございました。そのことも申し上げてきたということな  
んです。そういうことだったと私は思っているんですけど。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あとは、その中で話があっ  
たのは、まず、前提として不可抗力に当たる場合はお支払いしなくてもいいという前提がある  
んですね。それ、要件もこの間お話したとは思いますが、まずは、業務内の事故であること  
ということで、今回はコロナの影響ということですので、これはこちらが原因ではないと、内  
部のことではない。あともう一つが、最善の努力、雇用のための最善の努力を尽くしているか  
と、尽くしてもかつ避けられない事故であれば、不可抗力になるというようなところもござい  
まして、その話についてもちょっと議論になってございます。今回は、ある程度仕事について  
も全く手当をしてこなかったわけではなく、ある程度努力をしてきたと。ただ結果として4月  
については確保ができなかったというようなことで、結果、責任というんですかね。町とし  
ては努めてきたんだけどもというようなところの考えから、基本的には不可抗力に近い部分  
があるのではないかとというような話も出たりとか、議論する中ではありました。

教育委員会といたしましては、会議の中では、まずこういう状態で、先ほど後藤委員が言っ  
たように、安心して休める環境を整備してこられなかったと、あと、話し合いもしてきていな  
いと、そういうことからすれば、これはそれを怠っていますので、前提としてある部分ですね。  
幾らある程度そういう理屈を述べても、不可抗力ということにはなかなかできないのではない  
かというようなことで、まず、補償はすることになる。補償というか、手当は払うことになっ  
たと。幾ら払うという話になりまして、最終的にはいろんなお話があって、教育委員会とし  
てもやはりQ&Aにもできるのであれば100分の100払っていただくのが望ましいというよ  
うなQ&Aもありますので、そういう部分もお話しながら、いろいろ議論はしたんですが、い  
ろんな総合的に判断したと。あと弁護士の見解としては、義務を果たすのであれば6割でいい  
であろうと。あとは、美里町の考え方であるというようなところもございまして、最終的には  
6割ということで議論を果たすというんですかね、その一番低いところで今回、休業手当を支  
払うというような結論に達したということで、いろんな考えとか議論はあったんですが、結果

としてはこのような形になったというようなところだと思います。

○委員（後藤眞琴） 不可抗力の部分は、この厚生労働省の通知では、はっきりと新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合とはっきり言っているんですね。今度は、不可抗力は、これ厚生労働省は分かっているんですね。それで、新型コロナウイルスに関連してですよと、最初に前置きがあって、それで十分働いてもらっている人と協力して労働者が安心して休暇を取得できる体制を取ってくださいよとなっているわけ。それを、少なくとも教育委員会、これ、教育委員会では福田議員から質問あったのに対して教育委員会で答えているのを見ますと、84人、教育委員会にいるんですね。それで、町長部局では、防災管財課4人、子ども家庭課29人、まちづくり推進課2人、健康福祉課7人、足すと42人なるんですね、その辺のところ、自分たちが至らなかった部分をどうするんだということに僕はやっぱりこだわるわけではないんですけど、こういう判断に対してはやっぱり納得できない部分はありますね。以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

この問題については、労使間交渉できちっと受け止めしていかなければところがあるということで、今、教育次長が説明した結果もありながら、教育委員会だけではない会計年度任用職員さん、従事していただいているのが現状ですから、ゼロではこれはいけないということだったと思いますし、今、本当に後藤委員から意見言われるような形がもっともなところだとは感じております。

全体通してで構いませんので、どうぞ。大森委員さん。

○委員（大森真智子） 休業期間によって、子供たちと保護者のアンケートの部分なんですけれども、ちょっと保護者に対してはアンケート来ているのは、もちろん私のほうでも回答していますので、知っていたんですけれども、子供たちに対してアンケートというのを、私のほうでは、当然、アンケート実施するという事は分かっていたんですが、いつアンケート実施しているのかも分からず、今、初めてこの結果を見たんですけれども、子供はこういうふうに思っていたよ、親の結果はこうでしたよというのは、今後、保護者の方にはこういうふうな結果でしたというのは、ご案内というのはされるのでしょうか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 子供用の、児童用のアンケートは、こちらから、一応サンプル、こういった形のものを使って学校として子供の実態を把握してくださいということでお願いしましたので、今後、各学校がそれをどのように示すかというのは、学校のやり方、それぞれになるところでございます。できれば何かの形で休み中の状況をお示しするようにできれ

ばと考えております。

○委員（大森真智子） 子供たちがこういうふうに使っていたよとか、心配、こういうのが心配でしたというような状況を、親も本当にそういうことでこの子は心配して休業中いたんですという共通認識でいたかという、ちょっと違うような、もしくは知らないような気がするんですね。なので、そういうところでちょっと、先ほどおっしゃったように、保護者と子供の間で、こういうふうなちょっと差が出たりとか、あとは、子供たちはこういうふうに使っていますよということをシェアしていただけるのであれば、ご家庭でも、学校が始まって3週間たったところで、やっぱり子供たちは体力的にも精神的にも疲れているところなので、今後、子供たちを家庭でフォローしていくのにと、一ついい判断材料になるのかなと思いましたので、何か共通、そこは学校に任されているんだとは思いますが、なので、もし学校でこういう形でアンケート、保護者の方にお配りしましたという学校があったら、ぜひその反応とかも聞けたらいいなと思いましたので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） そうですね、委員さんがおっしゃるとおりだと思います。まだこれ学校にフィードバックしていなかったと思いますので、（「この作業はこの会議が終わってからと使っています」の声あり）そうですね。これ、使い方各学校に示されただけでいいのかどうか、例えば、委員の皆様からのご意見頂戴しなければならない点なんですけど、例えば、広報紙を使ってやるとか、いろんな面もあるとおもうんですけど、ちょっとそこは議論の対象かなと思っていました。（「ちょっと検討して」の声あり）まずは学校のほうでバックするという、そして、家庭のほうにもどういふふうな形になるか、やるということで計画していこうと思っています。

それ以外と言いますか、関連してでも、全体としてでも構いませんので。成澤委員。

○委員（成澤明子） 臨時休業期間中に子供たちが分散登校したという、この記録が文書だけでなく、こういう写真でビジュアルに記録されていると一目瞭然で、よく分かると思いました。それで、お掃除と、それから先生方が除菌している様子とかがあつたりしますが、清掃が、ある学校は、子どもたちが廊下などを何か雑巾で、手で、それは腹筋も鍛えられるだろうし、非常にいいんだけど、こういうコロナの時期にそういうことをして、一方で、先生だと思ふんですけど、手すりのところを子供たちが下校してから拭いている、除菌しているという写真が載っています。しかし、トータルで考えて、コロナのウイルスが子供たちにつかないような学校生活というのを考えていかなければいけないと思ふんですが、お手洗いの掃除はどのように、その後、どのようになったんでしょうか。

○教育長（大友義孝）　これがまだ課題残っている部分なんです。トイレ掃除ですよ。子供たちがやっている部分があるということで、それがなかなか解決できなくて、今、まだ委員の皆さんにはお知らせできなかったんですけども、国で今、補正予算の中で、また学校に関わる補正予算の計上を、今、計画されている部分なんです。中身は何かというと、スクールサポートするということで、その一つには、先生が今、除菌しているものを、お手伝いいただいた方に除菌していただくという方法も今、検討しているという話なので、それに需要がどれくらいあるかという調査が入ってきているんですね。もちろん十分足りていますという学校は多分ないと思うので、できればそういう人をお願いできればやっていただきたいんだということなんですけど、今日内容が、見ると、かなり厳しいんですね。厳しいというのは、委託の形態とか、雇用形態が、さっきも同じような現状なんですけれども、なかなか難しく、一応手は挙げる用意はしているんですけども、実際、じゃあ来ていただく方、どうなのかなとかというのはなかなか難しい。じゃあどこかに委託というところ、引き受けていただくところがどのようなところがあるかということも大事ですし、そして、時期ですね、すぐにでもやりたいんですけど、結局国の予算を取って、県の予算を取って、市町村の予算を取って、そしてゴーサインになると、もう今月、来月の話ではないということ。となっても、このトイレの対処、掃除の対処という部分については、まだ対処してしてないのが現状です。ただ、それをやったかって、対処はもうできないかもしれませんけれども、ただ、子供たちに掃除をさせないということになれば、今現在委託もできていない、予算もない状況ですから、結局先生の手を借りてやるということになってしまうわけですね。ですから、まだクリアできていないというのが、そのところですね。

○委員（後藤眞琴）　僕はこの前、先月の定例会で成澤さんから、先生がやらないほうがいいんでないかと。それで、プロフェッショナルにやってもらったほうがいいんでないかという意見がありましたので、ああ、そういう考え方もあり得る、日本でどんな具合なんだろうということで、ネットで探してみたら、名古屋市で、名古屋市の議員さんが、先生がトイレ掃除をすると、新型コロナウイルスのウイルスがつくのでやめたほうがいいのではないかという意見があって、それで名古屋市ではそのプロフェッショナルがするようにした、するというような意見があったのが一つだけ見つかりました。だから、そういう考え方もあり得るんだなということが分かりましたけれど、僕は、日常使っているものだから、まあ子供はね、上級生はそういうことを注意、先生方と注意しながらやるのもやむを得ないんでないかと、この前申し上げましたように、考えております。

○教育長（大友義孝）　そうですね、先生方も手一杯で、子供たちに掃除させれば、できる限りそれはしないほうがいいんじゃないかという、先生も同じですけれども、その解消をするには、じゃあ誰がやるのというところをはっきりして、じゃあこういうふうにしてやるよと言っても、結局、今現在、いろんな社会教育団体の方も、学校に行きたいんだけど行けてないというところもあって、ボランティアで応援したいというところも聞いてはいるんですけど、それだけで全部済むのかというと、そうでもない状況もあって、じゃあ、先ほど言ったように、スクールサポートという、まあそれだけじゃないんですけど、学習支援という面もあるようですけれども、どれどれまた課題があって、学習支援はオーケーですよと言っても、先生の資格をお持ちの方をここでお手伝いいただくということになるんですけど、今現在、非常勤講師の先生も配置できていない現状ですから、まず無理だという状況も、だから課題ばかりで、何とか解決したいところなんですけど、ちょっと難しい時期です。

○委員（成澤明子）　庁舎とか、いろんな町で持っている施設のトイレのお掃除というのは業者の方が入っているんですか。

○教育長（大友義孝）　はい、トイレについては業者さんが入っておりますけれども、消毒の部分については各課の職員が対応しているんですね。

○委員（成澤明子）　結局、学校だと不特定多数ではなくて特定多数なんですけれども、多くの子供たちが使いますよね。家庭のお手洗いよりもすごい頻度が高いですよ。だから、その辺はこれから考えていかなければいけないと思います。

○教育長（大友義孝）　そうですね、はい。物すごく悩ましいんですけど、（「頭切り替えていかないと、もう」の声あり）そうですね。すごく学校現場というのは、今こうやって2か月休んだせいでかなりシビアな状況に、子供たちも、先生も、なっている。そして、こういった感染防止の策をどうしても取っていかなくてはならないということからすると、もっともっとこまかい部分を点検していく、そして感染防止につながるような内容にしていかなければならないと感じております。これは内容によっていろいろとこれからも検討してまいりますので、よろしく願いいたします。どうぞいいアドバイスがございましたら教えてください。

　　どうでしょう、そのほか何か。後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴）　僕ばかりしゃべって申しわけないんですけど、あと2点ほど。

　　この県に対する要望事項なんですけれど、この最後にある、これは、GIGAスクール構想のときの話になることだろうと思うんですけど、これは県に対する要望事項、調書の最後の欄のLAN整備について国庫補助対象とするとともに、校舎建て替え時期の明確な基準を設定

すること。それから、ICT環境に対しては云々、これは、コロナで今まで政府が5年でやろうとしていたものが、今年中にやるんだというふうなことでありますので、この辺のところを強く、新型コロナウイルスのことを意識して、書き換えていただければありがたいと思います。あとは、今までのところでよろしいかと思えますけれど。

それから、もう一つでは、このアンケートのことについてなんですけれど、このアンケートの結果については先ほど先生が、結果の分析についてはお話、説明していただいたんですけど、僕もそのとおりだろうと思っています。ただ、6月1日から今まで授業が再開されて、その再開してから先生方はどのような苦勞なのか、されているのか、ちょっとお分かりでしたらお話していただければと思います。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 施設的な部分としては、やはり学級の中の児童数が非常に多くて、例えば30人を超えるような学級であれば、かなり密な状態というか、幾ら机を離しても、教室の中は満杯状態であるという状況なんですね。なので、もうその中で余りお話をしないとか、給食のときも黙々と食べるとか、そういうふうにしてできるだけ制限はかけるんですが、休み時間になったりすると、やっぱり子供ですので、近づいてきたりとかという現状があるんだと。これはどうしようも、ちょっとというふうな部分が聞かれます。

あと、気候が暑くなってきて、やはりマスクをして熱中症の心配というのが別に出てきて、登下校時には十分気を付けながら外してもというふうなことも言われているのでいいんですけども、やはり休み時間とか、そういうときにも夢中になって遊んでいる子供たちは熱中症にかかることが心配だということで、そういった声も聞かされております。

あと、消毒関係の仕事が、中学校さんなんかは夕方、子供が帰ってからやっている状況がしばし続いていると。委員会のほうでは、やはり勤務時間というものの中でできるところまでというふうなことも伝えてはあるんですけど、やはり心配なので、時間を超過して先生方で消毒作業をしているという実態があるようでございます。

あとは行事関係の、今後の持っていく方、これについてはこの6月中にある程度後半の行事の設定して、やっと授業の見通しを立ててというふうになっているようですけれども、その辺りも悩みながらやっているということのようです。

○委員（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

○教育長（大友義孝） 中学校の部活のほうが開かれてきて、新1年生もどの部に入るかって大体決まってきた。それで、今、中学校の先生方は、今までですと5時まで部活動をやって、それから消毒作業に入っていたんですけど、実際こちらの調べで出てきた部分については、終

わってから何人でどれだけの時間がかかってやっているというの、かなりの時間です。ですから、それを先ほどのスクールサポートに置き換えてみたときに、全部がクリアできるかというのが本当悩ましいし、今現在は部活動の時間を30分延ばしていますので、そうすると時間外に食い込んでいるところも若干見受けられてきましたから、早めに対処したいなどは考えておりました。

今、阿部専門員が言われたとおり、学校がすごく苦勞している部分がありますので、一つ一つ解消していきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

では、そろそろまた1時間たちますので、ここで5分間休憩取りますが、その前に（「1点だけ」の声あり。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私、説明を忘れたのですが、資料をお配りしていた資料5というものです。別つづりになっているもの。これちょっと今日のご説明しませんが、7月に総合計画、総合戦略の策定の審議会が開催されて、今後協議を始めていくというようなところでありまして、そのたたき台ということで作成したものをおつけしているということでございますので、内容をご覧くださいまして、ご意見等があれば、随時おっしゃっていただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） これに関しては、これから委員の皆さん方と教育振興基本計画の関連性もありますから、そちらも併せて統一した方向性でやっていくという部分になると思います。それがまた総合教育会議の中で教育大綱とどういうふうに合わせるかという部分もありますので、全然関係ない部分ではなくて、物すごく密接な部分になりますので、どうぞご協力をお願いしたいと思います。

じゃあここでまた5分間お休み頂戴しまして、休憩というふうにさせていただきます。

再開35分から、この時計で35分から。

休憩 午後3時30分

---

再開 午後3時35分

○教育長（大友義孝） 時間になりました。再開をさせていただきます。

これから日程第5、報告第8号と日程第6号、報告第9号につきましては、秘密会という扱

いになろうかと思しますので、秘密会ということにさせてもらってよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それから、日程第4については、公開ですのでこのままやるということにしたいと思います。

---

日程 第4 報告第7号 学校の夏季休業期間の短縮に伴う届出について

○教育長（大友義孝） それでは、まず初めに、日程第4、報告第7号 学校の夏季休業期間の短縮に伴う届出についてでございます。

こちら事務局で説明は、藤崎補佐のほうからお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 私のほうからご説明申し上げます。

資料については、お手元に美里町立学校管理に関する規則というものがございますが、そちらのほうをご覧になっていただきたいと思います。

先ほど教育長のほうから既に学校の夏季休業について期間等はお示しはさせていただきました。こちらの学校管理に関する規則の第3条ですね、次のページめくっていただくと、第3条、「学校の休業日は次のとおりとする。夏季休業については、7月21日から8月25日まで」、通常であればこのような日程となるのですが、第2項のほうに、全項第4号から第7号までの規定により難いときは、校長はあらかじめ教育委員会に届け出て期日を変更することができるとうたわれております。こちらの規定にのっとりまして、ただいま学校のほうから届出をいただいているところでありまして、参考までにこちらのほうを集約させていただいているということを報告とさせていただきます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） では、報告第7号については以上でございますので、よろしいですね。

後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） これ、今もう届け出ているんですか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 今、集約中でございます。

○委員（後藤眞琴） 分かっているところ教えていただけますか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 9校のうち8校まで届出が出て

おります。

○委員（後藤眞琴） それで、この期日はいつまでというのは、8校出ているのはみんな同じですか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） そうですね。

○委員（後藤眞琴） 同じだね。ちなみに何日。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 土日も含めてではございますが、8月8日から8月19日までということで変更の届出は出ております。

○委員（後藤眞琴） 8月8日から8月19日まで。（「はい」の声あり）どうもありがとうございます。

○教育長（大友義孝） よろしいですね。

では、日程第5、それから、日程第6につきましては秘密会ということにさせていただきます。

---

---

では秘密会を閉じて、会議を公開に戻します。

---

#### 協議事項

日程 第7 G I G Aスクール構想について

○教育長（大友義孝） それでは、これより協議事項に入ります。

日程第7、G I G Aスクール構想について協議をしたいと思います。

まず、事務局から説明を先にさせていただいた上での協議ということでさせていただきます。

では、堀田係長ですか、説明。では、よろしくどうぞお願いいたします。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） こんにちは。社会教育係長の堀田と申します。今日はよろしくお願いいたします。

私からは、協議事項、日程第7、GIGAスクール構想について。皆さんに以前に配付している美里町ICT教育環境整備の対応についての資料を基にご説明させていただきたいと思えます。

着座にてご説明いたします。

資料の美里町ICT教育環境整備の対応についてという表題の資料がありますので、ご覧いただきたいと思えます。

美里町のICT教育環境整備の対応についてというテーマですが、一言でいえば、各学校においてタブレット端末や情報ネットワークの情報手段を活用するために必要な環境を早急に整える必要があるということです。

あともう一つ、学習活動の充実を図る必要があるという点があります。

まず、理由の一つなんですけれども、資料1をご覧いただきたいと思えます。

文部省資料となります。平成29年、30年度におよそ10年ぶりに改訂された新しい学習指導要領が本年度から小学校で全面実施となりました。また、来年度からは中学校でも全面実施となります。この新しい指導要領は、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力の一つとはっきり書かれまして、情報活用能力を育成するためには、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が明記されております。さらには、児童がプログラム体験をしながらコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考を身に着けるための学習活動を実施することも明記されております。新しい指導要領では、ICTの利活用が重要なポイントと述べられております。

2つ目は、この題にもあるとおりに、昨年12月に閣議決定された国の施策とも言えるGIGAスクール構想、この構想は、簡単に言いますと、市町村でなかなか進まなかったICT環境整備について、国が本年度限りの補助金を拠出します。先ほど後藤委員からもお話があったとおりに、当初は5年間の計画で進んでいたことでありましたが、令和元年度と令和2年度の補正予算という形で、急遽本年度限り補助金と、前倒しという形でこの事業が進められているということになっております。

そこで、今回、児童生徒1人1台端末、この端末という言葉なんですけれども、ここで言う端末はタブレット端末を示しまして、要するにタッチパネルのものを言います。それに耐え得る高速ネットワークの整備を行うことということになっております。ですので、1人1台端末の整備と、あとそれに耐え得る高速ネットワークを一体的に整備するというのが、このGIGAスクール構想の中身となっております。

もっと詳しく言いますと、この補助制度がありまして、国の補助制度になりますけれども、高速ネットワーク整備につきましては、国から2分の1の額が補助されます。残りの2分の1につきましては、国からの支援がありますが、地方債、町の借金という形にはなるんですけれども、そういった形で軽減されることになっております。この中で、地方債の中で、地方交付税で全体の3割が返済に充てられると形になっております。

あともう一つは、1人1台端末についての補助なんですけれども、こちらは全児童生徒の3分の2が1台当たり4万5,000円の補助がなされるという制度となります。

美里町でいいますと、5月1日現在の生徒、児童数が1,693人となっておりますので、その3分の2の人数に当たる1,129人分の端末が、簡単に言うと補助が当たると。残りの3分の1、564人分になりますけれども、この分は町の予算になってしまうという形になります。

それで、GIGAスクールが目指すものということで、資料のほうに載っていますけれども、それが文部省のほうで示されている、事前に皆様にもお配りした資料の2から資料6で示されているとおりなんですけれども、ここで言っているのが、学習活動の一層の充実、主体的・対話的で深い学びから授業の改善が図られると示されております。

ここは、詳細は全て説明するというのはなかなか難しいので、資料の2ページを見ていただきたいんですけれども、今までのICT教育と、これから1人1台端末を入れることによってどういうふうに変わっていくのかということを示されている図となっております。それが学びの深化なり、学びの転換という形で、例えば双方向の一斉事業が始まったり、一人一人の教育のニーズに合った個別の学習にも、個々の学習というんですかね、それにも合った活用にもなっていくんじゃないかということを示されております。

あと3つ目につきましては、この資料には載せてはなかったんですけれども、令和元年6月に学校の情報化を推進する法律が施行になりまして、国や自治体が教育の情報化を進めなければならないという定めがありまして、自治体のほうもこれを機に真剣に学校の情報化に取り組んでいかなければならないのかなと思っています。

では、資料の整備対応についてという表題の資料の1ページに戻っていただきたいんですけれども、1で、まず美里町のICT教育の現状についてご説明いたします。

今現在、各学校のほうでは、デスクトップパソコンをパソコン教室に各校40台整備しております。活用状況につきましては、学校からの調査いたしまして、1か月に二、三回程度と伺っております。

2のICT教育の課題についてなんですけれども、1ページ目の下段の2点目を示しておりますので、見ていただきたいと思います。

1つ目としましては、各校40台、まず1クラス分という配備しかして、今現在おりませんので、そのコンピューター、パソコンの台数の少なさと、あとコンピューター教室でしか今現在使用できない、普通教室のほうで使用できないという、使えない環境であるということが今の現状です。課題の一つとなっております。

あと2つ目としましては、今現在、災害ですとか感染症の発生が起きた場合、学校の臨時休業時においても、この児童生徒の学びを保障できる環境の整備を実現する必要があるのではないか。まさに新型コロナウイルスの感染下での課題でもあります。

2ページ目、その課題をもとに、今後どのようにして展開していったらいいのかということで示させていただきました。

まず、第1として、児童生徒1人1台端末と、校内ネットワークの整備をしていきたいと思っております。まさにその環境がなければ、いろいろと今後、いろいろなITネットのICTを使った学習ができないということになりますので、まずもってこの整備をしていきたいと考えています。

第2といたしまして、臨時休業等、緊急時には学校と児童生徒のやり取りを円滑に行うために、学校側が発信する、使用するカメラマイクの遠隔学習通信装置、総称で言いますけれども、カメラですね、送り側のほうの、そちらのほうの整備をしていきたいと考えております。

あと第3として、それを備えたとしても、先生方に求められるICT活用指導力というものがあると思いますので、それと、学習指導の内容ですね、要するにこのICTを活用した教育を、今まで余り真剣になって、要するに整備がされていないという状況がありますので、今現在、パソコン教室でしかやっていませんので、それが普通教室、さらには各教科にも対応できるような形で先生方がいろいろと勉強していかなければならないというため、県の研修会ですとか、校内研修会のほうを実施していきたいと思っております。

あと第4としましては、これを全て1人1台端末の整備後の話にはなるんですけれども、それを活用して、いろいろな情報を集めたり、整理、分析をしたり、そういった学習を行うことが可能となります。それは資料の7から資料9を見ていただきたいんですけれども、先生方も例えばこれが来年度から整備になります。急に、じゃあ授業にすぐ反映できるのかということで、この資料見ていただきたいんですけれども、要するに、全ての今の教科書を調べてみました。そうすると、全学年の教科書に二次元コードがもう用意されていまして、そのコードを読

み取る、要するにカメラ付きのタブレットですね、それで読み取ると、インターネットで関連資料を直接見ることができて、それだけの教科書ではなくて、関連したものもいろいろと調べられる。要するに、学びを深めること、さっきも言いましたけれども、資料4にもあるように、学びを深めることもできるし、あるいは、子供たちの学習の意欲を、興味を持つということですね、高める強化も期待できるのではないかと考えております。

全教科に対応しておりますので、児童生徒の1人1台端末は必須だと考えております。

先ほどご説明、繰り返しとなりますけれども、端末については1年生でも使用できるように、二次元コード、1年生の教科書ももうついております。ですので、それを活用した、要するにキーボード付きではなくて、それだと1年生から使うのが難しいことになるので、簡単に読み取れるタブレットの端末の導入ということを考えております。

あと資料の、また戻っていただきたいんですけども、美里町の環境整備の対応の表題のほうの4のほうを見ていただきたいんですけども、大崎管内では、このGIGAスクール構想についてどう考えているのかということでご覧いただきたいと思います。

こちらの構想については、6月11日現時点の取組状況となりますので、もしかしたら変わったか、これからどうするかということ、美里町も含めてなんですけれども。そして、管内の市町村についても、家庭学習についての以外、整備を進めている状況でございます。あと大崎市さんのほうでは、6月の補正予算のほうにネットワークと端末の、1人1台端末ですね、こちらをもう予算化、既にされたということになっております。ほかの自治体さんにつきましては、美里町と同様にこれからという形になります。

これから見るとおり、美里町だけではないんですけども、地域格差が生じない取組が必要なのかなと考えています。

続けて3ページ目、ずっと説明させていただきますけれども、3ページ目の5、財政措置についてということで、あわせて資料の10のほうをご覧いただきたいと思います。

こちら25日現在の事業という形になっておりますので、詳しくはちょっと金額も載っていますので、この場ではちょっと控えさせていただきたいと思うんですけども、今現在、これこの金額ではありません。あくまでも積算中となっております。今現在、皆様にお示しできる範囲でということでお示しさせていただきました。ただ、これだけ見る限り、ネットワークだけの事業費なんですけれども、これだけの金額がかかってしまう。一番上段の小中学校の事業費総額、小中学校の合計がありまして、合計額がこの総事業費となっておりますので、この金額がネットワークの整備にかかってしまう。ただ、この下段のほうに補助金という、先ほど

言ったネットワークに関しましては補助率が全体の2分の1、総事業費の、なんですけれども、ただ条件がございまして、実工事費と国の単価の低いほうの2分の1と、ちょっと難しくなってくるんですけれども、という形になりまして、実工事費の、あくまでもその金額の2分の1ではなくて、補助単価というのは学校ごとに決まっております、この下の段ですね、国補助単価計算という部分になるんですけれども、その部分の小・中の合計額が国から来る補助額となりますので、実工事費との差が非常に大きいということが言えると思います。この資料から総事業費も分かりますし、あとはこの国の借金ですね、地方債についての金額も出ておりますし、あと町の持ち出し分、一般財源というところが、町の部分が基本的に町持ちというんですかね、町でその予算を持たなくちゃならないという額の相当な金額となります。詳しく金額につきましては、これからまだ精査の段階になりますので、この辺でご説明のほうは終わりたいと思います。

それで、今現在、これを基に企画財政課、財政当局のほうと事務的なレベルの協議ではありますけれども、第一としては、この実工事費をもっと精査しましょうという形、要するに、町のほうも財産に限りがございますので、もう少し精査してほしい。あと、第二として、この部分ではちょっと私も、ここが皆さんに今回協議していただきたいところにはあるんですけれども、財政側としては、児童生徒1人1台端末は本当に必要なのか検討していただきたいということでした。ただ、私的には、先ほど言ったように、小学校1年生から中学校3年生までができるタブレットを使ってICTを活用した学習ができるという下で進めておりますので、例えば学年を絞って検討していいものなのかということで、まずは理由的にはなかなか難しかったということがございます。

あと4ページ目の6のインターネット接続により家庭環境に関する調査についてということで、ご説明させていただきたいと思います。

この調査につきましては、あくまでも家庭での実態を把握するための目的で、無記名として行っておりますので、こちらいろいろと今後、事務局のほうで参考に、これから検討させていただく資料ということですので、大ざっぱなアンケートとなっております。

あとは、もし整備が整って、ではやるとなったときには、多分学校から記名で、こういった家庭の状況なのかというの、個人でアンケート取る必要は必ず出てくるのかなと考えております。

それで、まず、こちらのアンケートなんですけれども、5月1日現在の生徒児童、1,693人の保護者の方だけにアンケートを配付しまして、1,539人の方から回答をいただいて

います。

質問につきましては6項目設定しております。問1につきましては、児童生徒の学年、問2につきましては、端末の所有状況と子供たちが使用できるのかが分かる設問となっております。要するに、家族がいてできるのか、それとも、子供だけで、家庭でそのネットを使ってできるのかという問いとなっております。あと、問3はインターネット環境の部分ですね、あるか、ないかということです。問4につきましては、インターネット環境がありましても、通信データ量に制限がかかる契約なのかということも分かる設問となっております。問5につきましては、プリンターの有無。問6につきましては、閲覧制限していない、いろいろと見られてもあれですので、フィルタリングの設定がされているのかどうかという部分からも調査をしております。

中でも、問2から問4について、ちょっと詳しく説明させていただきたいんですけども、まず問2の設問につきまして、なぜこの設問をしたかということなんですけれども、まず、端末を一式、ご家庭で使っているパソコンですとか、タブレット、あとスマホですね、このいずれかの端末になるとは思うんですけども、その所有がない家庭は157家庭ございました。端末を所有していても、家族がいなければその端末が使用できないという家庭も多く見られているということがこのアンケートから分かります。ただ、これは複数回答となっておりますので、例えばスマホですね、でも使えます、パソコンも使えますよということで、両方丸つけている方もいらっしゃると思いますので、件数的には多くつけていることとなります。問3につきましては、端末があり、ネットの環境が、ただ、インターネットに契約されていない家庭が24家庭ありまして、要するに、パソコンがあってもネット環境がなければ、なかなか学習にも難しいという状況の、この24家庭あるということが分かりました。

問4につきましては、インターネット契約はしているんですけども、データ量に制限がかかっているという家庭の数が意外と多くて、292家庭あります。要するにこれは、こちらから通信をしても、家庭側の受け取り手のほうでマックスに通信量なってしまうとつながりにくいという欠点が出てきてしまいます。ということで、今回のこのアンケートでざっとなんですけれども、いろいろ例えば、家庭、今、リモートとかありますね、そういう学習という部分が今騒がれている部分がありますので、まず実態を把握する必要があるということで、今回このアンケート調査をさせていただいています。

それで、皆さんのほうに今日の協議事項ということで、1人1台端末がまず必要かどうかということをご協議いただきたいと思いますので、私の説明は終わらせていただきたいと思いま

す。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今、説明をいただきました。まず、今、説明を受けた内容の部分でちょっと質問したいという部分がもしあったら、途中でもいいんですけども、その上でなんですが、ここで今日、協議したいということについては、GIGAスクール構想として国であります学習指導要領が変わってきました。1人1台端末について構想を持っています。企画財政課から言われた協議事項の整理をするということだけでいいですか。（「はい」の声あり）もうこれ、どうなんでしょうね。後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） 今の説明聞いて、ほとんど分からないんです。何が分からないかというところ、これ企画財政課では、1人1台、全部の子供たちに必要かと、それを教育委員会で話し合ってくださいということなんですけれど、まず、これを1人1台ちゃんと使えるようにするためには、町の持ち出し分はどれだけかかるのか。それはまだ詳しいことが説明できないということなんですよね。そうすると、教育委員会では、子供の教育のために全てそれで反対していいのかとなるんですよね。子供のためにこの金額を、それをやって、町の財政がつぶれかかったらどうしようもなくなりますよね。その判断の資料がまず出ていないんです。僕は1人1台、早急に、ちゃんと使えるように、それから、先生がその指導ができる先生が何人いるのかも全然分からないんですよね。この資料を見ますと、9校あるうちの1人の方を研修して、そうやっていくんだと。それにどれぐらいの期間がかかるのか。それから、持っていない家庭が157ありますよね。そうすると、先ほど地域格差ができるって、これ大崎と、他地域、それこのままやったら、家庭格差ができちゃうんですよね。この大崎の管内の資料では未定、未定となっている。それに幾らかかるんだと。そんな資料全然ないんですか。それで判断してくださいって言ったって、とてもできるわけがないですよね。

これ、堀田さん、指導できる先生は美里町でどのぐらいいるというのは把握しているんですか。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） 今回ではないんですけども、以前、ICTの関係で研修に行っている先生というのがおりますので、その先生を中心として、今後、町に来ていただいて、それをまず各学校1人の先生に、情報担当の先生がいますので、その方々に一応こういう状況ですということで研修を開く。そこだけでは止まってしまうので、今度はその情報担当の先生が持ち帰りまして、各学校の校内研修という形で、どういうふうにしてそのICTを活用した学習になるようにしていったらいいのかということも協議していく。

○委員（後藤眞琴） 僕が聞いているのは、何人いて、それで、全部の先生ができないと、これかなり大変なことになるからね、みんな1人1台持たせて、きちっと整備した上で、それを活用できる先生がいなかったら、子供たちに授業できないですよ。それで、何人がおられるんですか、今。

○教育総務課社会教育係長（堀田修一） 私も一応、仮というか、環境を整えるために、例えば先生が指導できないというのを一番の目的というように持ってくると、何でもそうなんですけど、始まりですので、活用するというのはなかなか、携帯電話とか、最初に導入されたときというのはなかなか使い方というのを皆さんが触りながらだんだんと覚えていくという形になってくると思うんですね。今、先生方の活用できるというのを待って、それを導入するとなると、なかなかもう時間が、それ何年かかるのかという部分にもなってきて、先ほど言ったように、このコロナの対応の部分の状況などもありますので、そのときと、あともう一つは補助金ですね、さつき町の財政的な部分ということでお話もあつたんですけども、この補助につきましても今年度限りという形になって、もし今年度、この補助が使えなければ、さらに町の一財が来年度以降、もしこれを進めるとなった場合、要するに先生の環境まで待って進めるとなれば、町予算、単独予算で全てこの金額の部分そろえるという形になってくるので、私的にはこの魅力ある補助金を今年度活用して進めていければなと思っております。

○委員（後藤眞琴） 別に、先生が待ってなんて言っていないんです。僕は、1人1台、早急に持たせて、活用できるようにすべきだと思っている。そのためには、幾ら町の持ち出し分があつて、それにはどう対応するかというの、これは企画財政課でいろいろ考えることだろうと思うの。そうすると、今後、家庭、157ある、その人たちにどういう支援をする。そのための費用は幾らかかるんだと。それから、先生たちが、今現在、これくらいいて、これから残りの先生方にやっていくのにはどのぐらい時間かかる。そういうことが資料としてないと、分からないので、判断のしようがないだろうということを行っているんです。ですから、もうちょっとちゃんと資料を出していただいて、そして、企画財政課には、僕は、あとほかの教育委員さんたちの意見聞かないと、1人1台ね、今年度中にきちっと使えるように、ハード面ではすべきだと、その努力は事務当局がすることだろうと思います。そのために、ただ、町の財政が崩壊するようなことはできないだろうと思っておりますので、その辺のところをきちっと早急に資料を出していただければありがたいと思います。

○教育長（大友義孝） そのほか、ご意見ありますか。成澤委員、どうぞ。

○委員（成澤明子） 基本的には、ICT教育という方向になっていくと思うので、やっていっ

たほうがいいと思うんですけども、あくまでもバーチャルの仮想空間でのやり取りで、人間は自然の一部の生物なんだけれども、目と耳だけをガンガン、ガンガンと使って、ほかの触感だとか、味であったりとか、いろんなものがおろそかになるということも心配になります。小学校の1年生、2年生などは生活科などで自然と親しむような活動を学習に取り入れています。それが、それと反対のようなことが子供たちの生活の中に多く入ってくるようになります。だから、ICTも大事なんだけれども、やっぱり自然の一部、生物としての人間、子供たちね、という部分もだめにならないようなやり方でやっていかないといけないんじゃないかと思います。

でも、意外と日本は進んでいないんですよ。世界のほうが進んでたりするから、だんだんにはしていかなければいけないと思います。

お金のことですが、本当に町の予算崩壊してしまうというのはとても大変なことなのですが、国から1人1台当たり定額で4万5,000円までの補助がなされるというので、じゃあ大丈夫じゃないのなんて思ったりします。崩壊しなければやってほしいと思います。

○委員（後藤眞琴） みんな成澤さんが心配した、僕が言っているのは、この新型コロナウイルスの第2波、第3波が来て、また長期間休校になった場合どうするんだと、子供たち、今の。特に小学6年生、中学3年生なんか大変なことだと。そのために、政府が今年限りで準備しなさいよと、そういうことをやっているんですね。それで、成澤さんのおっしゃられた、前半の部分、僕もそう、人と人とが直接会うことは基本だろうと思うんですね。だけど、この2か月休んだ、あるいは、もしちゃんと整っていたら、オンラインの授業できましたよね。僕は、毎日新聞取っているんですけど、やっているところもあるんですよ、現に。それは、前々からやっているんで、先生も全部ができる、活用できるんですよ。ですから、そういうような対応を早急に僕はしていかなければならぬ。あとは、それを活用の仕方は、教育委員会も含めて各学校で考えていくと。そのためには、もう一度、再度、きちっとした資料を出していただきたい。その担当者がね。

○教育長（大友義孝） 県の教育委員会でも、ICT教育の研修会とかなんか、スケジュール、これから入れていくようなんです。ですから、今全くやり方が分からないという先生も含めて、そういった研修会を通じて、指導できるような体制を整えていきますというふうなことを言われております。ただ、今、後藤委員が言われるように、1人1台端末がどうしても必要なんですかという財政課から問いに関しては、それがGIGAスクール構想として文部科学省から出されている以上、必要だから出しているんだよということなんですよ。ただ、今、委員が言われるように、じゃあそれがいいかどうか、町が破綻したんでは困るので、それを見ていかな

いとできないということなんですけど、具体的なお話をすれば、町の財政計画がどうなっているのか、もっともっと細かくしていかないと結論できないということなんですよ。だと思っんです。学校の60億円使うとか、そういった部分もあるんですけども、60億円であっても、1億円であっても、2億円であっても、これは同じことだと思っので、ですから、問があるのは、1人1台端末が必要なんですかと聞かれば、必要だから国でGIGAスクール構想を出しているんだよということだと思っんですよ。それを美里の教育委員会で1人1台端末はいらないですというふうな回答、それできるのかって、逆にですね。ですから、聞く部分がちょっと違うのかなと、考えるところもあるんですけど。だから、前にも財政計画、こまの部分まで見るということが、教育委員会でそこまでできるのかなって、ちょっと心配はあるんですけどもね。

どうですかね、留守委員さん。

○委員（留守広行） やっぱり進めていくことは必要だと思います。ただ、教育なので、先生方から見てこれを使用した場合と、受け手の子供たちにどういふ影響を及ぼすかということも、この教育委員会のほうでは必要じゃないかなと思います。財政のほうはやっぱり、おっしゃるとおり、1台必要なのかどうなのかというのは、必要な答えなんでしょうけれども、我々の場合は、やっぱり申し上げさせていただいて、どういふ教育がこれから展開されるのかという部分もやっぱり含めて考えていかなければいけないんじゃないかなと私は思っます。

○教育長（大友義孝） 大森委員さん、いかがですか。

○委員（大森真智子） こういうふうにして今後子供たちが流れ出してといふか、学校の中でタブレットを使いながらやっていくよという流れになっているので、やはりここで1台必要か、必要じゃないかということは、私も、必要だから、皆さんが言っているような、事務局で、必要だから、じゃあそれに伴ってのメリット、デメリットを先に出せて、こういうことを提案していけたらいいかなということをお話し合えればなというのが一つ。

本当に単純に、これが必要だと思っるのが、いろんな面もあるとは思っんですけども、子供たちの教科書が今すごく重いような気がして、これがタブレットに代わると、すごく軽いしという、単純にそういう面もあって、ぜひぜひタブレット化していただきたいなというのは、常々思ってはいました。

そのプログラミング的思考ということて言うと、今、日本人の子供たちの特徴として、誰か一人が、「私、リンゴ好きです」と言うと、隣の子もそれに合わせるように「私も好きです」、隣の子も「好きです」、「好きです」できているから、「じゃあ、私もリンゴ好きです」とい

うような、ちょっとみんなに合わせるような傾向って、やっぱり日本人の子供たちにあって、でも実際はそうではないという、自分の個々の意見があって、それをしっかり出していくということが必要で、その中でいろいろ話し合ったり、対立したりもするんだらうけど、それを解決していくというような面で、そのプログラミング、論理的思考というのをやっていけるというのはすごくいいことだなって、常々思っていたので、ぜひ進めていただきたいなと思いました。

○教育長（大友義孝） 先ほど、堀田係長のほうからは、後藤委員が言われているように、区切って5年かけてやろうと言った部分が、全て前倒しになってきました。来年以降は補助金とか交付金の部分は当てにはできないですということなんですよね。それはなぜかと言えば、新型コロナウイルスの第2波、第3波の心配をしている現状だから、早く導入してほしいということで、来年以降の分がなくなって、全部今年度に投入されたという背景だと思うんです。ですから、それを逃してしまうと、さっきも言っていましたけど、全部単独費ということになるので、いろんなやり方とか何とかというのは、いろんな進め方があるでしょうけれども、今回、やっぱり1人1台端末じゃなく、各学年に、例えば40人いるから40人の6学級、小学校であればね、6学級分だとか、そういった区切りがいいのかとか、多分そういうことを想定されているのかなと思うんですけど、さっき留守委員が言われたように、もっとこれを使ってどういうふうにできていくんだとか、メリット、デメリットもさっきおっしゃっていましたが、そういうことだってあると思うし、そういったことを考えると、ただチャンスは今年しかないんだと、補助金をもらうチャンスは今年限りだということですから、やはり聞かれれば、欲しいですと言うしか答えはない。けどもね、町の財政が破綻されたんでは困るということ、附帯意見ということで出してもいいのかなという感じはするんですけどね。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これ破綻するんでは大変なことだなど、この取組一つのですね、町がつぶれるということはないと思っておりますけれども、一番、財政で心配しているのは、単独費が幾らになるんだと。町の持ち出しが幾らなんだということが一番心配なんですね。それで、今進めようとしているのが、まずは学校の環境を整えましょうと。高速通信の環境を整えましょうということで、それに対しては、もともとのGIGAスクール構想の補助が半分あるんですね。今回、コロナウイルスで、地方創生の交付金というのが来ておまして、残りの50%についても、それを充てられますよって来ているんですね。なので、100%近い補助でできるというところが一つあります。

そして、1人1台端末については、先ほども説明ありましたが、全体の3分の2につ

いて1人1台端末、4万5,000円を上限にということで、お話があるのですが、これにつきまして、あと残りの3分の1ですね、この部分について言われているのは、これまでICT環境の整備として交付税措置をしております。財政措置を今までもしてきたという話がありまして、なので、それが3分の1の部分に当たる費用は、これまでも出しているんで、それについては措置しないと、残りの3分の2について措置すると。なので、その部分については単独費用になると。あとは、教員の方ですね、先生の分も単独費用、あとは、話を聞いたら、やはり予備も必要だと、ある程度、壊れたりした場合ですね、それ代替のも渡さなければならぬというのがありますので、予備についても、これは単費だというようなところがありまして、あとはもろもろかかる、工事に係るものでも、どうしてもここは補助で見られないとか、そういうようなものもありまして、要は、実際かかる工事代ですよ。それと補助対象工事費ってあるんですね。そして、この低いほうをベースにしているんですよ。だから、はみ出た分は単費なんですね。今、補助対象の事業費、ベースになる事業費からはみ出していますので、それを業者と交渉して、今見積もりを再度出させて、そこに収めようというところをやっておりまして、なるべくそれに収めて、なるべく持ち出しを少なくしたいということですので、先ほど後藤委員からお話ありましたけれども、そういうものをちゃんと整理をさせていただいて、あとは情報をお出しさせていただくと。ただ、前提としては、やはり先ほどの話ありますけれども、1人1台は、これはもう当たり前と言ったらあれなんですけれども、もうこれも早急にやらなければいけないと。全くそのとおりですので、そういうスタンスで当然お話をしたいなというところでございまして、あとはちゃんと内容をもう少し整理をして、そして出せるようにして、財政にも説明いたしますし、委員の皆様にもご説明をさせていただければと思いますので、今の予定ですと、まだ期日は決まっていないのですが、議会に補正予算として計上したい。その前にはご説明できるのではないかなと思います。

あと先生の部分に関しても、当然、今はほとんど体制が取れていないということだと思います。ただ、今回、学校の環境を整備して、そして1人1台配って、それだけではないので、それができるのは多分今年度いっぱいかかるんですね。なので、その間何もしないのではないので、ちゃんと先生方が研修できるとか、教えるスキルを上げるような環境をどうやって確保するかということもやはり今後進めていくというようなところが必要になるとと思いますので、その辺も含めて整理をさせていただきたいなと思います。

○委員（後藤眞琴） できるだけ分かりやすくね。説明する人が分かっていなかったら、僕たちもっと分からないので、よろしくをお願いします。

それから、政府が今年度限りでやるという、その裏にあるものはいろいろ考えられますけれども、これを各教育委員会がやらないということになったら、じゃああなた方、第2波、第3波のときにはちゃんと責任持てるんですねと、これは当然だろうと思うんです。ですから、とにかくやりますよと。それを企画財政課のほうに何とか苦勞をしながら、それで、先ほど教育長さんがおっしゃった学校建設のために60億円近いお金かかるんですね。プラス、今度こうなる、そのプラスの部分が幾らになるのかということ、当然、教育委員会としても考えていかなければならないだろうと思うんですね。

教育委員会というのは、何も秘密事項というのでなく、ここでお話されたことが、関係者以外に話してだめなんです。そういう約束事で教育委員を引き受けているんです。だから、全部お話してもらわないと、僕たち理解できないので、よろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） 以上でよろしいですか。

そういった形でもう少し整理をしてということで、しかるべき先生方の対応の部分についても、これからいろいろ研修会とか、もう分かる先生もいらっしゃるの、その方たちから学んでいくということにしたいと思います。やれることはやっていくということですね。

以上でよろしいですか。

では、留守委員、諸事情がありまして退席しておりますので、報告をさせていただきます。

では、もう少しなんですが、ここでまた5分間休憩します。

休憩 午後4時33分

---

再開 午後4時40分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解きます。再開をさせていただきます。

---

日程 第8 教育課程の充実に向けた検討について

○教育長（大友義孝） それでは、協議事項のもう一つです。日程第8、教育課程の充実に向けた検討についてということでございます。

この部分に関しまして、私のほうからちょっと説明をさせていただきたいと思います。そし

て、趣旨についての部分も併せてお話させていただきたいと思います。

教育課程の充実に向けた検討ということで、はじめにという部分については、これは、新学習指導要領の内容の部分を記載してございます。

それで、昨年11月の教育委員会の定例会の際に、この教育課程の充実に向けた部分について、これから協議していきたいということをお話申し上げておったんですが、なかなかこちらの協議まで至らなかったということがございます。そういった中で、今現在、2か月間を休業した内容で学校の授業が今年スタートを切っておりますが、またそれに集中するという部分も、今年については特化していかなければならないだろうなということでございますが、中にはやはり並行して教育委員会で進める、協議する部分が必要だと思いましたので、今日この資料を提示させていただきました。

それで、この学習指導要領を見ますと、年間の授業時数が35時間増えてきてしまっているということで、それを解消、増えて、今現在の授業日数で年間いいのかという部分が一つありました。それを、今度は児童生徒と教師が向き合う時間を確保する、そういった部分を考えていくと、どうしても1年間に授業ができる日数は確保していかなければならないだろうと。そして、その日数を確保するためには、1ページ目のところに示すように、7時間授業だったり、土曜日を授業したり、夏休み、冬休み休業は短縮したりというような内容の下で進めて、考えられる部分があるなというふう感じていたところです。

2ページ目に行きまして、この2学期制という部分については、近隣の市・町では既に導入されておりまして、こちらも併せてやっていく、考えていく必要があるだろうということで、ここに示させていただきました。それで、3枚目、4枚目については、3枚目については、これはちょっとまだ全然整理ができていない中で、どのような目的で、いつから、どのような形でやっていくかという部分が全然整理できていない状況の、今、資料です。ですから、ここを肉づけをしていくことが必要だろうということで考えてございました。そして、仮にこの土曜日の授業をやるとかではなくて、2学期制を導入した近隣の状態はどうなっているかということ、それを表にしたのが一番最後につけた表ということでございます。

それで、この部分に関しましては、集中して議論を交わしながら進めていく必要があると思いますが、今年度に限っては、今、3学期制を導入しておりまして、夏休みを短縮しても18日間の授業時数が不足する形になります。それを、全部同じ行事をやった上での話です。そして、小学校1年生から中学校3年生までそれぞれでどのような体系かということ、全部違うんですね。例えば、小学校1年生は、今の2か月間なくても、冬休みになるまでの間に授業をす

れば大体こなせるよとか、小学校5・6年生ではやっぱり足りないんだということとか、そういった部分が今見えてきております。そういった中で、今年度に限っては、3学期制であるものの、夏休みの期間を先ほど届出させていただいておりますように17日間短縮している形になります。そして授業をこなしている。さらに、一番先生方が学期ごとに評価をして通信簿とよく言われている部分も、3回保護者の皆さんに返しているようになっていますが、それを評価ができないので2回にするということに今年は考えておりました。もともと3学期の体制でも、学校によっては2回ですということを経験している校長先生がいろいろ検討して、そういった学校もコロナウイルスの感染症拡大の部分に関係なくしても、そういった現状も考えられてきたという背景があります。

そこで、これから出せる資料をもう少し、不足している部分があるので出していきたく思うんですが、今日ここですぐ決めますという形ではないので、どうぞこういう進め方、そして考え方について、委員の皆さんのご意見を頂戴したいということで今日出させていただきますので、今日決めるんだということではなくて、そういった趣旨でございますので、ご意見をお願いしたいと思います。

というふうなことで、まだこの資料はホットで、説明、趣旨がなっていない部分があったりとか、これを整理していきたくということですので、どうぞ、後藤委員さん、お願いします。

○委員（後藤眞琴） これ、さっきまで僕、ありがとうございますって、保護者の皆様へって6月12日に出していますね。これ本当に今までの教育委員会の原理、基本的なこと踏まえてお知らせした、その学習等についても、この児童生徒の状況に配慮しながら云々って書いてありますよね。僕、今、今年度は緊急事態で、来年になったら新型コロナ収まるなんてこと全然ないんですよね。じゃあ2年後どうだって、それもわからない状況で、今、この2か月分の云々って、先生たちの指導できなかった部分をどうしたら指導できるのかというので、先生方大変な苦勞なさっていると思うんですね。そのときに、この2学期制導入ということは、来年いっぱいをかけて検討し、それで今年度はこの2か月分の部分、それをどうしたらいいか、例えば、小学6年生の場合、ほかの学校を受験する、中学校受験する方おりますよね、それにした対応もしていかなければならないんですよね。それよりもっと大事なのは中学3年生なんですね。受験のときにどうするか。それで、新聞で、僕、毎日新聞なんですけれど、それに対して、この新型コロナの影響をどうしますか、入試に関してどうしますかって、毎日新聞で調査したら、宮城県は、今検討中だって。配慮しますよという県もあるんですね。そういう状況で、子供たちに本当に迷惑かけないように、特に中学3年生なんていうのはこれから大変ですよ、進路

などがあるので、それをまず優先して考えて、それから、ここに書いてある保護者の皆様へというところに、行事と学習の面、バランスを取ってやっていく、これもしていかなきゃならないんですよね。特にアンケートにもあります、修学旅行なんかちゃんとしてくれとかね、そういう部分も先生方、非常にこれから苦勞して何とかやっていかなければならないときだろうと思うんですね。

○教育長（大友義孝）　そうですね、今回、評価を3回から2回にしているということは、もちろん評価できる期間が少ないからそうしたという部分があるんですけど、それが1回足らなかったことによって、大分学校の状態が変わってくるということがわかります。ですから、生徒と向き合う時間を確保する、そして先生が今言われるような高校入試の関係ももちろんありますから、次年度いっぱいかけて整理していくということでもいいと思うんですけども、ただ、そんなに議論がかかるものなのかというと、周りの学校では行事が、既に2学期の形態になっているんです。美里は3学期の行事形態になっていますから、なかなかリンクさせるためには不都合が生じている、そういったところも全然今資料としてないもんですから、それらなんかもこれから出していく必要がある。ですから、まだまだ協議していくテーブルに乗る部分については、前後、2つほどそろってぎりぎり来ているのかということ、そうじゃないと思うんですね。一つこういうふうな議論を進めるに当たっては、どうしても新学習指導要領の部分が出てきたのと、新型コロナウイルスの関係で、今両方でこうなっていますから、負担を軽くするというだけを考えれば、2学期制なんです。要するに、評価を2回にするということだけで考えればですね。ただ、それだけではないだろうということから、ちょっと議論が必要だという部分だと思うので、今日すぐに一発で決めますよということではないですから。

どうですかね、成澤さん、今の進め方として、周りにはもう既にそういうふうに2学期の形態になってきているという部分も踏まえて、そして、評価をして通信簿を家庭に返すまでの労力、先生方の負担、それらも兼ね合わせていかないと見えてこないだろうなと思っていたんですけども。

土曜日隔週でやるのもいいんですよね。一つの策としてはね。ただ、そうすると、今度、先生の負担というのがどうなるのかという。家庭では多分、そのほうがもしかしたらいいのかもしれない。そういったところをやっていかなければならないし、7時間やりますよということで、小学校の低学年もつのかという部分があたりとか、やっぱり。

○委員（後藤眞琴）　これ、もらった資料の2学期制による効果と妥当性というのを見ておね、これどうしてそうなるのって、どうしてそうなるのって、説得力がない説明なんじゃないかと

思うんですね。それから、次の大崎市教育委員会作成のこれ見ても、本当にどうしてこういうふうに言えるのという、分からないので、直接、教育委員会でこれから時間をつくっていただいて、校長先生、教頭先生に聞いてみたい。（「そうですね」の声あり）その機会を、せいぜい2回か3回、つくっていただければ。先生方も忙しいから2回とかね。

○教育長（大友義孝） 教育委員さんと校長先生方とのディスカッションというか、そういったことを設けてみたいと思います。

大森委員さん何かありますか。もう少し吟味が必要だということで、今お話し上げて、校長先生たち等の話もちよっと聞いてみようかという部分も、今、説明があったんですけど。そういうことで考えてみたいとは思いますが。

○委員（大森真智子） 隣の涌谷で、結構大変だろうと、2学期制（「去年から」の声あり）去年から始まって、ちょっと自分の仕事の生徒で、涌谷の小学校の子がいるんですけど、子供自体も2学期制にすぐというか、特に何の問題もなく順応しているし、保護者の方も通信簿の回数とかもいろいろもうしっかり納得されて、こういうことなんだよねという感じですがよく捉えている話を聞いていたので、私としては、これはもうありかなと思いつつ、ただ、2学期制になると、中間テストとか、今まで結構短いスタンスでテストがあって評価されていたものが、結構浅く広いテスト範囲になっての評価というか、テスト勉強をさせているとそういうふうになんか変わってきたので、今までだと範囲は狭く、深く教えていたんですけど、今回、ここからここまでだからと言われると、すごく広くて、じゃあ深くは出ないよねというので、浅く教えて、テストをさせてたんですけど、それだと、今までの深さを重視しながらやってきたものが、広く浅くなったことで、子供の学力というので、どの程度変わってしまうものなのかというのと、それが高校入試というところとかにどの程度影響していくものなのかって、全くしなければいいんですけども、そういうところがちょっと知りたいなとは思っていました。

○教育長（大友義孝） これらは、教育委員会の中でもちゃんと理解していかないと決められないことだと思いますので、どうぞ。

○委員（成澤明子） 大森さんの言ったことは本当に大事なことだと思うのね。保護者の皆さんは、先生たちはここまでしなければいけないから、やったことにして、いい加減に教えてもらっては困るというのがやっぱり一番だと思うんですね。一つずつちゃんと身につけさせてほしいと思うんです。しかし、やる時間というのがもう限られてしまったので、教える、学習する内容の量を少なくするとかというのは、例えば県教委であったりとか、文科省であったりとか

という、そういうところの話は出ないのかなと思います。結局、美里だけ少ない量にして、内容を少なくして、そこをみっちりやりましょうと言ったとしても、高校入試とか大学入試とかで勉強していないところが出たりするということはどうあるわけだから、美里町だけでやっていくわけにはいきませんよね。だから、何かそういう話題にはならないのかなと。

○教育長（大友義孝） なっています。今、県教委としても、高校入試の扱いについて、さっき説明がありましたけれども、検討しているんです。それで、範囲とか、深さとか、そういった部分、まさにそのことが今県教委の高校入試の部分にも出てきています。ただ、年度初めには、令和3年度の高校入試の方針というのが既に出てしまった後なので、それをこれからどういうふうな、この2か月の遅れがある以上、このままではいけないということを検討しているということなんです。また、来月、定例の教育長会議もありますので、その際に指導監のほうからまた情報が出てくると思います。こちらの意向としても聞く場面が今度、教育長部会も開催されることになっていますので、その中で少しずつ次年度の高校入試の在り方についても整理されていくものだと思います。

○委員（後藤眞琴） その点、文部科学省で決められた中で、大事なものは小学6年生、これ、全部教えなければならない。それ全部教えた学校どうするかというと、家庭でやった部分入れていいですよ。あと、5年生、6年生というの、5年生でできなかった部分を6年生に入れてやってもいいですよ。中学3年生はもうないから、ちゃんとこれも家庭学習でやった部分としていいですよ。そういうふうに話し合いをしているところなんですね。それに対して各県の知事が各県の教育委員会では、今、教育長さんがおっしゃられたように、ここまではできていないから、この部分は入学試験には、高校入試には外そうと、そういうところはもう具体的にこうですよと発表しているところがあって、宮城県では今、検討していると。

○教育長（大友義孝） 県によってもやっぱり違うところもあるということですので。

○委員（後藤眞琴） いずれにしても3学期制、僕、大体中学生のときも、大体、このお話聞いて分かるとおりに、勉強してないもんですから、3学期制だから、僕でも、いや2学期で数学2取ったから、ちょっと頑張って3にするかなとかいうのがありましたね。学期というのが多いと、自分で、今度は3学期にというチャンスはあったと思うんですね。2回になると1回減りますのでね、その辺のところ校長先生なんかにも聞いてみたいですね。

○教育長（大友義孝） 結局365日しかない部分をどのように使うかということだと思うんですね。さっき成澤委員が言われたように、やはりちゃんと子供たちに身に着くような部分を指導するのがまず第一条件だよということだと思うんですね。その上で分配ということになって

くと思うので。ただ、学校現場としては、何が今きつくて、それがあることによってどういう弊害が出ているのかとか、学生たちが身につくように教えようとする場合、考えさせられるのは、やっぱり直接聞いてみるというのがいいことだなと思います。

○委員（後藤眞琴） 大学が対象ですけど、やっぱり個人の能力差というのはあるんだなというのは、本当に痛感していますね。ですから、ある程度の、例えば、今中学生やっている科学を全部理解しなさいというのを100とすると、僕はみんなは無理だから、せいぜい50でいいんでないかってね、そういう、50ぐらいだったらみんなその能力あるんでないかと。でも、勉強しないでもすぐ100取れる人がいます。本当に個人の能力差というのはもう、時間が経てば経つほど出てきます。

○教育長（大友義孝） これ、今日この2学期制ならずどういう授業をやるのかという部分を含めてなんですけどね、そういった部分をこれから整理をしていくということにはさせていただきたいと思うんですけど、そのためには、まず今現状の校長先生方と、委員さん方と面談して、直接意見を100%言えるかどうかというのはちょっと自信がないんですけど、でも、ずっと校長会の会長さんなどと相談はさせていただきたいと思います。

教育委員会で決められることというのは、1学期制、2学期制、3学期制ではなくて、休業日をいつからいつまでしますかというのが、学校管理規則なんですよね。だから、休みを決めることだけであって、学期制をどうするかという部分については、また別個の話なんですよね、本当は。ただ、休みが入ると、そこで1期、2期、3期というふうに分けてしまっていたのが、今までの現状なので、それをどうするかという部分なんです、最終形。ですから、もう少し私たちが資料を集めて、そして意見を聞いていきたいと思いますので、今日はここで。はい、成澤委員、どうぞ。

○委員（成澤明子） 今回の教育課程の充実に向けた検討のところの目的の3番目、児童生徒の学期末評価の回数を2回とし、正確な評価を行う。また、キャリアパスポートを利用し、家庭、学校（校種）との連携を密に行う。ということが3番目にあって、これ用意していただいたんですけど、2020年度からこれやりますというキャリアパスポートなんですけど、もう見たら本当に、これ授業日数足りないのに、これ書くのに小さい子だったら1時間かかりますよ。そして、例えば、1年間を振り返りましょうって、私たちだって1年間振り返るのは大変なことなのに、子供たちはもう漢字の数がゼロだったのが3月にはもう何十個も覚えているというような、毎日、毎日、変化している子供たちが1年間を振り返ってたった何行かに書くっていうようなことは、とても難しいことです。

- 教育長（大友義孝） これは、委員、例示の表のほうを見て言っているんですね。
- 委員（成澤明子） はい。これはもう、（４）の教員の多忙化を解消して言っていますけど、これ多忙化をむしろ増すんじゃないかなと思います。だから、私は個人的にはこれは取り入れないほうがむしろ充実した指導と学習ができるんじゃないかなと思います。
- 教育長（大友義孝） このキャリアパスポートの様式例というのは、文部科学省が示されているんですけど、宮城県は志シートを使っていきたいという、今、意思表示をしているんですね。志シート、これは、こんなに具体的な部分がなくて、もうちょっと大きい視点で捉えているんですけど、そういった部分を逆に今度は書いていくんですね、家庭に持っていっても、やり取りができるのかという欠点もあって、これ高校の先生方、校長先生とかにいろいろ聞いても、高校が望んでいるキャリアパスポートと、やはり義務教育学校の小から中でやっていくキャリアパスポートの中身が、ちょっと今整理ができていないんじゃないかなと、私も思っていたところでした。ただ、今年１年かけてこれを整理していかなければならないので、美里バージョンを仮に作ったとしても、それが中学校３年生で卒業して、それぞれの高等学校に行ったときには、それが全然利用できないのでは、ちょっとまずいパターンになる、そういう感じがしています。この件については、今年の４月から２０２０年度からやっていくということになっていますけど、本当にこの部分については、これだという部分がないんですね、まだね。だから、もうちょっと書式なんかもこれでいいのかというと、やっぱり無理がある部分もあってきていると思うので、その辺は整理しなければならない。ただ、今までのように点数のようにドメイン評価、要するに解答がある部分を評価する、１００点満点で９０点という評価がドメイン評価なんですけど、そこから最終形があって、ポートフォリオの評価ですよ、これね。実際キャリアパスポートというのは。だからそういった部分がつながるものに転嫁していかなければ利用価値がない、それでは困るなという部分ですね。まだ県教委ともこの件について議論交わしたことはまだないので、もうちょっと突き詰めていく必要ありますね。
- 委員（後藤眞琴） これね、勉強不足で申し訳ないんですけど、今日の分、未だ読んでないところがあるので、これから勉強させてもらいたいと思うんですけど、これ２０年度からキャリアパスポートというのは、こういうのを作らなければならないというの、学習指導要領にちゃんと載っているんですか。
- 教育長（大友義孝） そうですね、総則の中の。
- 委員（後藤眞琴） 僕、読んだんですけど、記憶に残っていないので、また読みます。そうすると、僕、学習指導要領というのは、この教育委員を引き受けるまで読んだことなかったんで

す。読んで、これは義務教育の中で、先生たちがこれを踏まえてやらなければならないものなんだと、拘束力があるんだと理解している。そういう理解でもしよとしたら、このキャリアパスポートというのを、これやらなければならないわけですよね。そのときにどういうふうにするか、その内容についてはそれぞれの教育委員会が考えられる、そういう理解でよろしいわけですか。

○教育長（大友義孝） そのとおりです。学習指導要領の中にも明示されております。ただ、柔軟な工夫をしてください。それが都道府県の教育委員会や各地域、各学校で柔軟にカスタマイズしていいですよということなんです。ですから、この様式で確定というのではなくて、ただやらなくてはなりませんよというのが要綱で示されているということなんです。そこから入っていくと、何が、どんな様式がいいのか。ただ、一発でその様式は固められないような気はするんですけどね。

○委員（後藤眞琴） 結局やらなければならないと。内容は学校で考えてもいいんですよということですね。

○教育長（大友義孝） はい、そうです。ただ心配なのは、そこから例えば一つの小学校なら小学校でこの様式を使ったときに、じゃあ中学校に上がる時それをやって、「ええ、これですか」というのでは、つながりがないということになりますから、せめて一つの教育委員会、また高等学校は今、全県一区制ですけれども、せめて県当たり一つのものがあれば、一番理想なんだろうなと思いますけど。だから、成澤委員が言われるように、これをやる先生の多忙化なんていうことになれば、当然のことながら、児童生徒もかなり時間がかかると、そういったところも解消してやらなければいけない。まあ難しいですね。それを含めて、このキャリアパスポートという部分も出てきておりますので、併せて、目的に合うかどうか、さっきも固まっていないんですという話をしたんですけど、これが目的ではないかもしれないですね。ただ、状況が、そういう状況があるということで、これも整理して、いずれ目的と、いつから、そして、実施内容の方向とか、課題はなくなって、そしてQ&Aが逆に出てきて、それを保護者さんたちに周知するとか、最終的にはそうなってくるというイメージで示したので、今の段階ではイメージという形で捉えてもらってもよろしいかと思います。

では、今後もこれ協議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、大分時間も経過してしまいました。もう少しご辛抱いただきたいと思います。

その他

○教育長（大友義孝） それでは、その他に入らせていただきます。

1つ目、例規の全体的な見直しについて、これ教育次長のほうから説明をお願いします。

その他の例規の全体的な見直しについて。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明させていただきます。

今回、私がお渡しした資料の中の4番目、回答ですね、まちづくり会議代表者とまちづくり会議に対する回答ということで書いておまして、特にまちづくり会議に対する回答ということで、その中で、請願の取扱いについて、これについてまだ教育委員会で定めていないということに対しまして、そのことも含めて、教育委員会の規則、規定、これを進めてまいりますということでご回答しておりますので、今後、美里町の条例等ということで、皆様にお渡ししているものを、ちょっと内容を見直ししていかなければならないということで、今後、これ総務課の法令のほうにも相談しておまして、今後見直しをしていくので、今後協議させてくれということでお話しておりますので、今後進めてまいりたいということで、まずはお願いというか、今後協議してまいりたいというお願いでございます。

○教育長（大友義孝） では、適宜見直しが必要な部分は整理していきますということでございます。

では、続いて、行事予定につきましては、配付のとおりでございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

それから、7月の教育委員会の開催日程でございますが、まず、先ほどお話ししましたように、教科書の採択の関係で、8日か9日に臨時会を開催させていただければと考えておりました。8日といいますのは水曜日です。9日が木曜日です。時間は午前中を考えておりましたが、どうでしょうか。9日のほうがよろしいですか。（「どちらでも、午前中であれば」の声あり）  
（「どっちでもいいです」の声あり）

後藤委員はどうでしょう。

○委員（後藤眞琴） どっちでもいいですね。

○教育長（大友義孝） じゃあ10時から開始予定なんですけど、案件的には一つ入ってきたのは、教科書の採択の関係以外にも、教育委員会の自己点検評価の部分を点検評価委員の皆さんに見てくださいと、いわゆるベースを委員会の中で確認して、見てくださいという形にしなけ

ればいけないので、それが入ったんです。そうすると、9時からでいいのかなというのちょっと問題になるなと思っているんですけど。ちょっと30分ぐらい早めて9時半頃からできないでしょうかね。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしいですか。じゃあ8日の水曜日、9時30分からにさせていただきますと思います。

あわせて、7月の定例会の日程でございます。7月につきましては、23日から連休が入ってきてまいまして、22日に委員会をやるというのは、なかなかちょっと難しいのではないかなと考えておりましたので、連休の明けた月曜日が27日になるんですね。27日ではどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 大丈夫ですか。じゃあ、27日のこちらは定例ですから、1時半からということにさせていただきますと思います。

事務局でも大丈夫ですよ、今の日程で。8日と27日。（「はい」の声あり）

では、この日程で次回の臨時会、定例会お願いしたいと思います。

大変、今日はありがとうございました。

これで全ての日程が終了いたしましたところでございます。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって令和2年6月…。 （「もう1点だけよろしいでしょうか」の声あり）報告、連絡。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ちょっと連絡というか、あるんですが、給食の関係です。今年の夏季休業期間が短くなったときの給食の提供。

○教育長（大友義孝） 審議とかなんかじゃないの。じゃあ、まだ閉じませんから、併せてどうぞ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 栄養士会のほうで、夏休み前後の給食献立について検討をしたということで、その検討内容をご説明させていただければというところでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

大変申し訳ございません、終わり間際に。

本日、午前中にまとまったものでございます。それで、町の栄養士会で担当の校長が北浦小学校の兵藤校長なんでございますけれども、夏休み前後の給食の献立の内容を検討した結果を、こういうことになるということでお話いただいているものでございます。これは、6月15日

月曜日に行った第1回美里町学校栄養士会で話し合ったことを基に組み上げたというものでございます。これは、各学校の施設整備や衛生管理に配慮して献立を作成するというようなところで、あとは、中学校においては、小学校もだと思えますけれども、午後の活動とか、放課後の活動、そういうものを考えながら献立をということで書いてあるものでございます。これはあくまで案ということで、こういう指導をしたいということだと思います。

それで、一番上、7月20日から書いておりますけれども、24日まで休みになりますけれども、20日、21日、22日は通常どおりの献立と。そして次の週ですね、27日の週になりますけれども、これは基本的には通常どおりの献立とするけれども、調理従事者の健康と調理場の衛生を考慮して、さらには温度管理が必要なものを極力入れないと、火を使うものを極力入れないと。あと、調理に手間がかからないものにするなどの配慮をするということで、ある程度そういう部分に配慮した給食を作っていくということで考えたということでございます。

次の週ですが、8月3日から7日まで、この部分につきましては、基本的に簡易的な給食とすると。通常、週1回のパンを週2回に変更して、午後の洗浄作業の負担を軽減すると、減らすと。ただし、場合によってはおかずを調理することも可とすると。これはある程度調理員への配慮だと思いますけれども。

そして、ここの下のほうに、例えばということで事例がありまして、単純な簡易給食ということになりますと、パンと牛乳というものになると思うのですが、それではやはり子供たち午後から大変だということでございまして、ここにあるようなものをプラスして提供するというでいかがかということでございます。

あとは、お盆休みというか、休み以降につきましては、7月の最終週ということなので、基本的には通常どおりの献立と。あと状況によっては暑さに配慮した献立とするというようなイメージだということ考えているということでございます。

こういう考えでよろしければ、こういう形で進めさせていただきたいと。

要は、当然、児童・生徒たちのこともあるのですが、調理する場合、熱を使うと50度ぐらいになるみたいなんです、熱を使って作業する際にも、周りが50度ぐらいになると、そういうこともあるので、やはり調理する方の健康配慮と作業軽減ということもございまして、このような取扱いをしたいとことで話が合ったということで、この件につきましてご報告ということで、よろしければこのような形で進めさせていただきたいということでございます。

すみません、以上でございます。

○教育長（大友義孝）　ここで決めるとか何とかというわけじゃないよね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ある程度了承いただいで進めたいと。

○教育長（大友義孝） 学校給食の献立で、これでいいですかというのは、教育長が決めることになっているんですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、そこら辺の認識、ちょっと。

○教育長（大友義孝） それは教育長の権限の範疇だと私は思っていましたけど、違いましたっけ、学校長でしたっけ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、それは確認しなければならぬところです。

○教育長（大友義孝） そうですね、私はやっぱり今、教育次長言われるように、調理場は50度近くになるし、やっぱり危ない期間というか、それを避ける献立というのは、十分配慮していただいたほうがいいと思っていますので、これでいいとは思いますがね。

これを、案は例えばいつの段階で、そしてこれどこに出すのかっていうのは。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これは、イメージとしては、各学校にお出ししたいと。（「学校に出すの」の声あり）それで、今日、これを頂いた後に、兵藤校長から電話がありまして、これをお出しするのは、やはりこの校長ではなく、教育長で出すのが正しいことであろうという話は頂いておりました。

○教育長（大友義孝） それは、規則とか決まりにのっとってやっぱりやったほうがいいと思いますので、内容は今、委員さん方にも確認していただいているところですけど、こまの部分、例えばって、ヨーグルト使っていいのかって、逆に思ったりするんですけど、夏場にね。

○委員（後藤眞琴） 変わることもあるということだからね。これは専門家にお任せして。

○教育長（大友義孝） 会議終わってからあとお話ししますけど。

○委員（後藤眞琴） 今日、来てたの。この栄養士の方々。

○教育長（大友義孝） ただ、献立については、保護者の皆さんにも今月の献立はこうですよと示すわけですよ。ただ、そのときには、こういったことに注意していますというふうな注意書きをして献立表を保護者の皆さんにやるとか、そうすれば、保護者の皆さんは安心して子供たちへの給食を期待しているわけですけど、そういった部分もちょっと配慮していただければいいなと思います。

○委員（大森真智子） 保護者に、この間、給食費の今後の、何月から、4月、5月からこうい

うふうになっていきますというようなお手紙が届いたはず。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 給食費の賦課というか、その関係の案内ですかね。

○委員（大森真智子） そうです。あれがもう届いているので、今後これぐらい払うんだなどの、こういうふうになっていくんだなというのを保護者の方は分かっているんですけども、何か言葉としてなんですけど、簡易給食って言われると、すごく材料費をというか、簡単に作ったものというようなイメージがあって、じゃあその額がほかと一緒にというのはどうなのかという印象です。その調理の安全面を配慮した上で、給食を提供してますというようなのであれば、納得は、納得はというか、いくんですが、簡単に何か簡易給食という言葉で聞くと、物すごく、何の手間も、材料費も余りかからず、ポンと出したものみたいな印象があって、ちょっとタイミング的に保護者としてはどうなのかなという。

○教育長（大友義孝） 注意書きをすとか、イメージですよ。

○委員（大森真智子） イメージです、イメージ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 栄養士会でこういう言葉を入れているんですが、基本的に簡易給食というのは、パンと牛乳が簡易給食と言うらしいんですね。ここに書いている例を見ると、簡易給食ではないと思うんですね。なので、こういう表現をちょっと変える必要があるのかなと思うんですけど。

○委員（大森真智子） 何となく受け取り方的に、簡易給食って言われたときに、「ん」っていう何か、手間暇もかからずというような感じが、受け取る方が多いのかなというところでした。

○教育長（大友義孝） じゃあちょっとそこをいろいろ改良を加えて。

では、このような形で夏休み前後といいますか、延ばしているの、給食も提供していくということになります。よろしく願いいたします。ご理解のほどお願いします。

それでは、以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって令和2年6月教育委員会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後5時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年7月27日

署名委員

---

署名委員

---